

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年6月20日
【事業年度】	第41期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）
【会社名】	株式会社大戸屋ホールディングス
【英訳名】	OOTOYA Holdings Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 蔵人 賢樹
【本店の所在の場所】	神奈川県横浜市西区北幸一丁目1番8号
【電話番号】	045-577-0357（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理本部長 橋澤 順
【最寄りの連絡場所】	神奈川県横浜市西区北幸一丁目1番8号
【電話番号】	045-577-0357（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理本部長 橋澤 順
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第37期	第38期	第39期	第40期	第41期
決算年月	2020年3月	2021年3月	2022年3月	2023年3月	2024年3月
売上高 (百万円)	24,579	16,139	18,834	23,846	27,894
経常利益又は経常損失 () (百万円)	569	3,368	532	354	1,699
親会社株主に帰属する当期 純利益又は親会社株主に帰 属する当期純損失() (百万円)	1,147	4,669	1,910	276	1,402
包括利益 (百万円)	1,114	4,693	1,949	389	1,460
純資産額 (百万円)	3,347	1,472	3,415	3,714	4,949
総資産額 (百万円)	8,816	9,106	9,809	9,602	10,849
1株当たり純資産額 (円)	452.63	235.12	17.77	53.02	216.96
1株当たり当期純利益又は 当期純損失() (円)	158.47	659.27	249.49	23.75	179.14
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益 (円)	-	-	239.45	-	-
自己資本比率 (%)	37.2	15.4	34.0	37.4	44.1
自己資本利益率 (%)	29.2	199.4	80.6	8.0	33.5
株価収益率 (倍)	-	-	11.2	162.7	29.0
営業活動によるキャッ シュ・フロー (百万円)	231	2,701	2,354	726	2,234
投資活動によるキャッ シュ・フロー (百万円)	756	496	160	478	787
財務活動によるキャッ シュ・フロー (百万円)	70	4,984	1,592	773	889
現金及び現金同等物の期末 残高 (百万円)	1,916	3,664	4,324	3,940	4,534
従業員数 (ほか、平均臨時雇用者 数) (名)	686 (1,587)	654 (1,103)	557 (1,309)	540 (1,358)	629 (1,487)

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり当期純利益について、第37期及び第38期は潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。

なお第40期及び第41期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、希薄化効果を有していないため記載しておりません。

2 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数(パートタイマー、有期契約社員、嘱託社員を含み、派遣社員は除く)は、()内に1日8時間換算による年間平均雇用人員を外数で記載しております。

3 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第39期の期首から適用しており、第39期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第37期	第38期	第39期	第40期	第41期
決算年月	2020年 3月	2021年 3月	2022年 3月	2023年 3月	2024年 3月
売上高 (百万円)	1,571	957	1,252	1,498	1,637
経常利益又は経常損失 () (百万円)	141	748	188	376	416
当期純利益又は当期純損失 () (百万円)	33	924	325	230	308
資本金 (百万円)	1,522	3,022	3,029	3,029	3,029
発行済株式総数					
普通株式 (株)	7,246,800	7,246,800	7,251,800	7,251,800	7,251,800
第1回優先株式 (株)	-	30	30	30	30
純資産額 (百万円)	3,891	5,787	6,125	6,266	6,349
総資産額 (百万円)	5,767	9,943	8,784	8,276	7,705
1株当たり純資産額 (円)	537.16	370.70	402.89	422.02	433.17
1株当たり配当額 (内1株当たり中間配当 額) (円)	25.00 (-)	- (-)	- (-)	5.00 (-)	5.00 (-)
1株当たり当期純利益又は 当期純損失() (円)	4.67	142.11	30.44	17.39	28.10
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	67.5	58.2	69.7	75.7	82.4
自己資本利益率 (%)	0.8	19.1	5.5	3.7	4.9
株価収益率 (倍)	-	-	92.1	161.2	181.1
配当性向 (%)	-	-	-	28.8	17.8
従業員数 (ほか、平均臨時雇用者 数) (名)	47 (7)	36 (1)	35 (1)	36 (6)	47 (1)
株主総利回り (比較指標：配当込み TOPIX) (%)	85.8 (90.5)	124.6 (128.6)	126.1 (131.2)	173.7 (138.8)	233.8 (196.2)
最高株価 (円)	2,694	3,115	3,015	4,180	5,700
最低株価 (円)	1,635	1,614	2,500	2,756	3,705

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり当期純利益について、第37期及び第38期は潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

なお第39期、第40期及び第41期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、希薄化効果を有していないため記載しておりません。

- 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数(パートタイマー、有期契約社員、嘱託社員を含み、派遣社員は除く)は、()内に1日8時間換算による年間平均雇用人員を外数で記載しております。
- 最高株価及び最低株価は、2022年4月3日以前は東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであり、2022年4月4日以降は東京証券取引所スタンダード市場におけるものであります。なお、第1回優先株式は非上場株式であるため、該当事項はありません。
- 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第39期の期首から適用しており、第39期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2【沿革】

年月	会社の沿革
1983年5月	三森久実が「和洋食の大戸屋」の店舗展開を目的として、東京都豊島区東池袋に資本金3百万円で株式会社大戸屋（現・株式会社大戸屋ホールディングス）を設立
1993年9月	本部を東京都田無市（現西東京市）に移転
2001年4月	株式の額面金額の変更を目的に形式上の存続会社である株式会社ジュオ・ハタノと合併し、1株の額面金額を50,000円から50円に変更
2001年8月	日本証券業協会に株式を店頭登録
2001年11月	元社員に対して「大戸屋ごはん処」田無店に係る営業権を譲渡し、当社第1号のフランチャイズ店舗として営業を開始
2002年4月	本部を東京都新宿区岩戸町に移転
2004年3月	タイ王国で飲食事業の展開を図る目的で、当社46%出資のOOTOYA (THAILAND) CO., LTD.を設立
2005年1月	OOTOYA (THAILAND) CO., LTD.が海外第1号店となる「OOTOYA GOHANDOKORO」トンロー店（タイ王国バンコク都内）を出店
2005年8月	タイ王国で飲食事業の展開を図る目的で、当社40%出資のBETAGRO OOTOYA CO., LTD.（現M OOTOYA (THAILAND) CO., LTD. 現・連結子会社）を設立
2006年3月	台湾で飲食事業の展開を図る目的で、当社100%出資の台湾大戸屋股份有限公司を設立
2006年5月	台湾大戸屋股份有限公司が台湾第1号店となる「大戸屋ごはん処」衣蝶店（台湾台北市内）を出店
2007年1月	OOTOYA (THAILAND) CO., LTD.がBETAGRO OOTOYA (THAILAND) CO., LTD.に商号変更
2007年8月	香港で飲食事業の展開を図る目的で、当社100%出資の香港大戸屋有限公司（現・連結子会社）を設立
2007年10月	シンガポール共和国及びインドネシア共和国で飲食事業のフランチャイズ展開を図る目的で、OOTOYA ASIA PACIFIC PTE. LTD.（現・連結子会社）に30%出資
2008年6月	OOTOYA ASIA PACIFIC PTE. LTD.の子会社であるPT. OOTOYA INDONESIAがインドネシア共和国におけるフランチャイズ第1号店となる「大戸屋ごはん処」スナヤンシティ店（インドネシア共和国ジャカルタ）を出店
2008年7月	香港大戸屋有限公司が香港第1号店となる「大戸屋ごはん処」太古店（香港クオリーベイ）を出店
2009年6月	OOTOYA ASIA PACIFIC PTE. LTD.がシンガポール共和国におけるフランチャイズ第1号店となる「大戸屋ごはん処」オーチャードセントラル店（シンガポール共和国オーチャードセントラル）を出店
2010年3月	公募による60万株の新株式発行及びオーバーアロットメントによる当社株式の売出しに関する第三者割当による10万株の新株式発行により、総額513百万円の資金調達を実施
2010年3月	本部を東京都武蔵野市中町に移転
2011年3月	アメリカ合衆国で飲食事業の展開を図る目的で、AMERICA OOTOYA INC.（現・連結子会社）を設立・出資
2011年7月	持株会社体制への移行に伴い、当社商号を「株式会社大戸屋」から「株式会社大戸屋ホールディングス」に変更
2011年8月	BETAGRO OOTOYA (THAILAND) CO., LTD.の全株式をCENTRAL RESTAURANTS GROUP CO., LTD.に売却し、同社とエリア・フランチャイズ契約を締結
2011年12月	上海で飲食事業のフランチャイズ展開を図る目的で大戸屋（上海）餐飲管理有限公司に49%出資
2012年4月	AMERICA OOTOYA INC.がアメリカ合衆国第1号店となる「大戸屋JAPANESE RESTAURANT」チェルシー店（米国ニューヨーク州）を出店
2012年6月	大戸屋（上海）餐飲管理有限公司が中国第1号店となる「大戸屋ごはん処」協泰中心店（上海長寧区）を出店
2012年9月	台湾大戸屋股份有限公司の全株式を全家便利商店股份有限公司に売却し、同社とエリア・フランチャイズ契約を締結
2013年7月	大阪証券取引所の現物市場の東京証券取引所への統合に伴い、東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）に上場
2013年12月	大戸屋（上海）餐飲管理有限公司を完全子会社化
2014年3月	全家便利商店股份有限公司と中国全土におけるエリア・フランチャイズ契約を締結
2014年10月	関西地区の店舗開発を強化する目的で大阪事務所を設置
2015年7月	OOTOYA MESAがベトナム第1号店となるOOTOYA MESAプラザ店を出店
2019年2月	日本健康会議より「健康経営優良法人2019～ホワイト500～」の認定を受ける
2019年7月	アメリカ合衆国ニュージャージー州にOOTOYA NJ L.L.C.（現・連結子会社）を設立

年月	会社の沿革
2020年11月	11月4日開催の臨時株主総会において当社普通株式の46.7%を所有する株式会社コロワイドの株主提案による役員選任議案の承認可決により、同社が当社を子会社化
2021年2月	本部を神奈川県横浜市西区北幸に移転
2022年4月	東京証券取引所の市場区分の見直しにより、東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）からスタンダード市場へ移行

3【事業の内容】

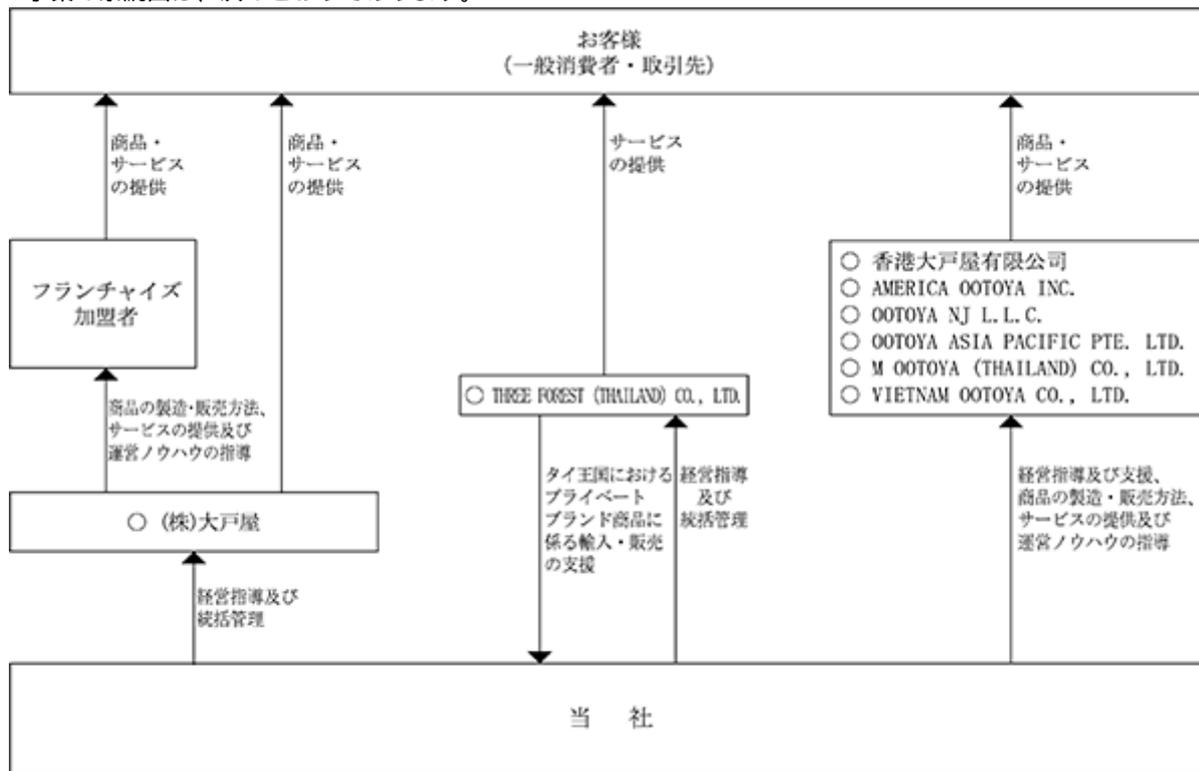
当社グループは、当社と連結子会社8社 国内子会社：株式会社大戸屋、海外子会社：香港大戸屋有限公司、OOTOYA ASIA PACIFIC PTE. LTD.、AMERICA OOTOYA INC.、OOTOYA NJ L.L.C.、M OOTOYA (THAILAND) CO., LTD.、VIETNAM OOTOYA CO., LTD.、THREE FOREST (THAILAND) CO., LTD.で構成されており、国内及び海外において、主に一般消費者に対し定食、弁当の販売を行う直営事業及びフランチャイズ事業を行っております。

当社グループの関係会社の事業における当社及び関係会社の位置付け及びセグメントとの関連は、次のとおりであります。なお、以下に示す区分は、セグメントと同一の区分であります。

連結子会社

会社名	報告セグメント	主な事業内容
株式会社大戸屋	国内直営事業及び 国内フランチャイズ事業	日本国内における飲食事業の直営及びフランチャイズ展開
香港大戸屋有限公司	海外直営事業	香港における飲食事業の直営展開
OOTOYA ASIA PACIFIC PTE. LTD.	海外直営事業	シンガポール共和国における飲食事業の直営展開
AMERICA OOTOYA INC.	海外直営事業	アメリカ合衆国における飲食事業の直営展開
OOTOYA NJ L.L.C.	海外直営事業	アメリカ合衆国における飲食事業の直営展開
M OOTOYA (THAILAND) CO., LTD.	海外直営事業	タイ王国における飲食事業の直営展開
VIETNAM OOTOYA CO., LTD.	海外直営事業	ベトナム社会主義共和国における飲食事業の直営展開
THREE FOREST (THAILAND) CO., LTD.	その他	タイ王国におけるプライベートブランド商品の輸入・販売業務

事業の系統図は、次のとおりであります。



○印は、連結子会社

(1) 商品について

イトイン（注1）型定食店「大戸屋ごはん処」における商品は、2024年3月末現在、主にグランドメニュー（通常メニュー）約29品目、テイクアウト（注2）のお弁当等約24品目で構成されております。これらは全て店内調理の上、お客様には「出来立て」を召し上がっていただいております。その他には、サイドメニュー（サラダや小鉢、テイクアウトのお惣菜等）、デザート類及びアルコールを含むドリンク類がございます。

なお、海外連結子会社2社 香港大戸屋有限公司、AMERICA OOTOYA INC.が運営する「大戸屋ごはん処」並びにタイ王国においてCRG International Food Co., Ltd.が運営する「大戸屋ごはん処」、台湾において台湾大戸屋股份有限公司が運営する「大戸屋ごはん処」及びインドネシア共和国においてPT. OOTOYA INDONESIAが運営する「大戸屋ごはん処」における商品については、概ね国内の「大戸屋ごはん処」におけるメニュー構成と同様の商品を提供しております。

- (注) 1 「イトイン」とは、お客様にご来店いただき、店舗内にて商品を召し上がっていただく販売形態を指しております。
2 「テイクアウト」とは、お客様に商品をお持ち帰りいただいた上で召し上がっていただく販売形態を指しております。

(2) 店舗について

2024年3月31日現在の直営及びF C店舗の地域別分布状況は、次のとおりであります。

地域名	第40期 (2023年3月31日現在)			第41期 (2024年3月31日現在)		
	直営店	F C店	合計	直営店	F C店	合計
東京都	62	26	88	61	26	87
神奈川県	22	24	46	26	23	49
埼玉県	15	6	21	17	6	23
千葉県	14	5	19	14	5	19
その他関東	3	10	13	7	6	13
北海道	6	3	9	5	2	7
東北	1	14	15	1	13	14
甲信越	5	11	16	5	11	16
北陸	-	3	3	-	3	3
東海	3	22	25	2	21	23
近畿	10	11	21	10	10	20
中国・四国	-	11	11	-	11	11
九州・沖縄	1	23	24	1	22	23
国内計	142	169	311	149	159	308
海外	11	101	112	9	102	111
合計	153	270	423	158	261	419

- (注) 1 「その他関東」には、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県は含まれておりません。
2 店舗数につきましては、3月末時点となります。

第41期におきましては、首都圏（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県）以外の地域における店舗数が241店舗（第40期は249店舗）となり、当社グループ全店舗に占める首都圏の割合は42.5%（同41.1%）となりました。

4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有 (又は被所有) 割合(%)	関係内容
(親会社) 株式会社コロワイド(注)4	神奈川県横浜市	27,905百万円	飲食店の経営等	(46.8)	従業員の出向
(連結子会社) 株式会社大戸屋(注)3,6,7	神奈川県横浜市	10百万円	国内直営事業 及び国内フランチャイズ 事業	100.0	役員の兼任4名 資金援助あり
香港大戸屋有限公司(注)3	香港特別区	33,877千香港ドル	海外直営事業	100.0	役員の兼任1名
OOTOYA ASIA PACIFIC PTE. LTD. (注)3	シンガポール共和国	5,244千 シンガポールドル	海外直営事業	100.0	役員の兼任1名
AMERICA OOTOYA INC.(注)3	アメリカ合衆国 ニューヨーク州	2,000千米ドル	海外直営事業	100.0	役員の兼任1名 資金援助あり
OOTOYA NJ L.L.C.	アメリカ合衆国 ニュージャージー州	1,500千米ドル	海外直営事業	100.0	-
M OOTOYA(THAILAND)CO., LTD.	タイ王国バンコク都	20,000千バーツ	海外直営事業	[100.0] 72.0	役員の兼任1名
VIETNAM OOTOYA CO., LTD.	ベトナム社会主義 共和国ホーチミン市	47,073,488千 ベトナムドン	海外直営事業	[27.0] 100.0	-
THREE FOREST (THAILAND) CO., LTD.(注)5	タイ王国バンコク都	4,000千バーツ	その他	49.0	役員の兼任1名

(注)1 「主要な事業の内容」欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。

2 「議決権の所有(又は被所有)割合」欄の[内書]は間接所有割合であります。

3 特定子会社であります。

4 有価証券報告書の提出会社であります。

5 持分は100分の50以下ではありますが、実質的に支配しているため子会社としております。

6 連結財務諸表に重要な影響を与えている債務超過の状況にある会社であり、2024年3月末時点で債務超過額は1,529百万円であります。

7 株式会社大戸屋については、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等	売上高	24,136百万円
	経常利益	1,248百万円
	当期純利益	1,084百万円
	純資産額	1,529百万円
	総資産額	7,452百万円

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2024年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)	
国内直営事業	455	(1,395)
国内フランチャイズ事業	14	(0)
海外直営事業	105	(91)
海外フランチャイズ事業	8	(0)
その他	0	(-)
全社(共通)	47	(1)
合計	629	(1,487)

(注) 1 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数(パートタイマー、有期契約社員、嘱託社員を含み、派遣社員は除く)は、()内に1日8時間換算による年間平均雇用人員を外数で記載しております。また、他社からの出向者、子会社への出向者は含めておりません。

2 全社(共通)は、総務及び経理等の管理部門並びに開発部門等の従業員であります。

3 前事業年度末に比べ従業員数が89名、臨時従業員数が129名増加しておりますが、これは、当事業年度の店舗数の増加及び人材基盤の強化による増加であります。

(2) 提出会社の状況

2024年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
47(1)	47.0	10.2	6,283

(注) 1 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数(パートタイマー、有期契約社員、嘱託社員を含み、派遣社員は除く)は、()内に1日8時間換算による年間平均雇用人員を外数で記載しております。

2 平均年齢、平均勤続年数及び平均年間給与は、正社員のみを平均値を記載しております。

3 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

4 当社のセグメントは、「全社(共通)」のみのため、セグメント別情報の記載を省略しております。

(3) 労働組合の状況

当社グループの労働組合(2020年11月4日設立)は、コロワイドグループ労働組合に所属し、2024年3月31日現在の組合員数は4,730名で、上部団体のUAゼンセン同盟に加盟しております。なお、労使関係は円満に推移しております。

(4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異
提出会社

当事業年度					補足説明
管理職に占める女性労働者の割合(%) (注)1	男性労働者の育児休業取得率(%) (注)2	労働者の男女の賃金の差異(%) (注)1、3			
		全労働者	正規雇用労働者	パート・有期労働者	
11.8	-	68.5	71.6	-	

(注)1 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。

- 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の4第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。
- 男女の賃金の差異については、男性の賃金(年間の総賃金÷年間の平均人数)に対する女性の賃金(年間の総賃金÷年間の平均人数)の割合を示しております。正規雇用労働者について、管理職に占める女性労働者の割合が少ないこと、平均年齢が男性より約9歳若いこと、平均勤続年数が男性より約1年短いことが主な理由となっております。賃金制度・賃金体系において男女間の性別による処遇差は一切ありません。また、2023年4月1日よりJOB型人事制度に移行しており、同一のJOB(職務)に対する男女間の賃金差異もありません。引き続き、性別・年齢にかかわらず登用を行い、多様性の確保に努めて参ります。

連結子会社

当事業年度						補足説明
名称	管理職に占める女性労働者の割合(%) (注)1	男性労働者の育児休業取得率(%) (注)2	労働者の男女の賃金の差異(%) (注)1、3			
			全労働者	正規雇用労働者	パート・有期労働者	
株式会社大戸屋	8.9	22.2	65.3	76.8	103.8	

(注)1 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。

- 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の4第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。
- 男女の賃金の差異については、男性の賃金(年間の総賃金÷年間の平均人数)に対する女性の賃金(年間の総賃金÷年間の平均人数)の割合を示しております。正規雇用労働者について、管理職に占める女性労働者の割合が少ないこと、平均年齢が男性より約7歳若いこと、平均勤続年数が男性より約4年短いことが主な理由となっております。賃金制度・賃金体系において男女間の性別による処遇差は一切ありません。また、2023年4月1日よりJOB型人事制度に移行しており、同一のJOB(職務)に対する男女間の賃金差異もありません。引き続き、性別・年齢にかかわらず登用を行い、多様性の確保に努めて参ります。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営環境

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類が5類に移行したことや水際対策が撤廃されたことを契機に、個人消費及びインバウンド需要等を中心として社会経済活動が緩やかな回復傾向にあります。一方で、ウクライナ情勢の長期化及び中東情勢の影響や世界的な資源価格の高騰等を中心として、依然として先行き不透明な状況が続くと予想されます。

外食産業におきましても、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類が5類に移行されたことで、個人消費は回復の基調を見せつつありますが、原油・原材料価格の高騰等による仕入価格や光熱費の上昇及び慢性的な人手不足の影響等により依然として厳しい経営環境が続いております。

このような状況下、当社グループは、お客様に安心して店舗をご利用頂ける環境づくりに努めるとともに、事業環境の変化に順応するべく、人材の採用及び育成に注力し、店舗売上状況に応じた適正な人員配置による運営体制の強化等に取り組んでおります。このほか、グランドメニューの変更及び「アジア」メニューや季節の食材を使用した数量限定メニュー等の販売等を実施し、お客様の体験価値を向上させるメニュー開発に取り組んでおります。

(2) 経営戦略、経営方針等

当社グループは、「中期経営計画（2025年3月期 - 2027年3月期）」に基づき、「健康」をキーワードに、食を通じてお客様へ健康を提供しながら、食の総合カンパニーを目指して参ります。

《中期経営計画の主な施策》

- 既存事業の改善と更なる発展
- 出店地域・立地の明確化
- 新業態の創出
- 中食事業の強化
- 海外事業の改善と拡大
- 人材基盤の強化

また、多様化するお客様のニーズを踏まえつつ、引き続き価値ある商品をお値打ち価格で提供し、大戸屋ブランドの強化に取り組んで参ります。さらに、企業として持続的な成長を続ける為に、中期経営計画で掲げている「売上高増による利益体質の強化」を実施するとともに、サステナビリティ経営にも注力し、中長期的な企業価値の向上を図る取り組みを推進して参ります。

(3) 目標とする経営指標

当社グループは、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を企図し、2025年3月期の目標値は売上高29,076万円、営業利益1,675百万円を目指して参ります。当該指標の各数値については有価証券報告書提出日現在において予測できる事情等を基礎とした合理的な判断に基づくものであり、その達成を保証するものではありません。

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類が5類に移行したこと等を契機に、個人消費等を中心として社会経済活動が緩やかな回復傾向にあります。一方で、ウクライナ情勢の長期化及び中東情勢の影響や世界的な資源価格の高騰等を中心として、依然として先行き不透明な状況が続くと予想されます。しかしながら、当社グループにおいては、このような経営を取り巻く環境が厳しい中でも、持続的な成長を続けるため、2025年3月期から2027年3月期までの「中期経営計画」を策定いたしました。本計画においては、「売上増による利益体質の強化」を掲げ、次のような施策を実施することで持続的な成長を実現させる所存です。

- ・メディア露出増加等による来店促進の強化やアプリ活用による再来店の促進強化
- ・商品設計及びオペレーションの見直し等による料理提供時間12分以上の撲滅
- ・出店地域、立地の明確化及びFC出店支援による新規出店の強化
- ・未開拓市場への新ブランドの開発
- ・国内店舗管理手法を海外直営店舗へ展開及び未出店国への進出
- ・多様な働き方や活躍機会の提案等を推進することによる人材基盤の強化

また、当社グループでは長期に亘る持続的な成長を目指し、サステナビリティへの取り組みに注力しております。具体的には、「環境」への取り組みの一例として、各地域で獲れたお米をその土地で精米まで行うことでのフードマイレージの削減や、フードロス対策として、規格外品の“ちょっと小さなしまほっけ”を販売等により地球環境への貢献に取り組んでおります。「社会」への取り組みの一例として、ダイバーシティ推進の観点から、育児休暇制度等の推進や、グループ内の女性社員交流会の開催等の実施により、女性が働き続けることができる環境づくりに努めております。「ガバナンス」への取り組みの一例として、取締役会の機能強化の観点から、独立社外取締役を1/3以上維持するとともに、責務を果たすために必要なスキル・経験のバランスをとること等により、業務執行の管理・監督ができる体制を構築することを推進しております。

以上のような取り組みにより、持続的な成長を推進できる企業体質に進化することを当社グループの重要課題に位置付けております。

2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社グループのサステナビリティに関する考え方及び取組は、次のとおりであります。
なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) サステナビリティの基本方針と取組

当社グループは、経営理念である「人々の心と体の健康を促進し、フードサービス業を通じ人類の生成発展に貢献する。」の考えのもと、食のインフラの担い手として、社会の持続可能な発展への貢献と企業価値の向上を目指すことを基本方針として、重点的に取り組んでいく5つのマテリアリティ（重要課題）を特定し、マテリアリティのマネジメントサイクルを通じて「持続可能な社会への貢献」と「企業価値の向上」を両立しながら、今後も持続的成長に向けた取り組みを推進することを決定しております。

なお、特定したマテリアリティについては、社会環境や戦略の変化により、見直しも適宜実施します。

〔基本方針〕

私たち大戸屋は、「人々の心と体の健康を促進し、フードサービス業を通じ人類の生成発展に貢献する。」という経営理念のもと、安心・安全な食材の安定的（継続的）な調達を可能とする環境の維持や、社会をかたちづくる世界中の人々のからだの健やかさ、心の康らかさに資することで、持続可能な社会の実現に貢献できるよう努めて参ります。

〔5つのマテリアリティ〕

地球環境への貢献

「地球環境への貢献」は次代への責務であり、気候変動の緩和、循環型社会の形成に向けて、再生可能エネルギーの安定的利用や資源の有効活用に取り組んでいく。

食の安全・安心の提供

「食の安全・安心の提供」は外食企業として持続可能な成長の基盤。バリューチェーン全般における衛生管理と品質の追求、情報公開などを通じてお客様の信頼に添えていく。

働く仲間の成長と多様性の尊重

「働く仲間の成長と多様性の尊重」はサービス業として欠かせない競争力の源泉。従業員が働きやすく、それぞれの成長を目指せる職場環境を提供していく。

地域・社会への貢献

「地域・社会への貢献」は持続的かつ安定的な事業運営に欠かせぬもの。雇用創出・人材育成を通じた地域経済振興、食育や寄付を通じた地域交流促進に努めていく。

経営基盤の強化

経営の透明性を確保しつつ、戦略の立案・実行及び監査を継続不断的取り組みとして充実させる。

(2) ガバナンス

当社グループでは、サステナビリティ経営への取り組みを経営上の重要課題と認識し、サステナビリティ担当者は各部門及び親会社のサステナビリティ推進室と連携し、各種取り組みを推進しております。

また、サステナビリティ担当者は、各種取り組みの進捗状況等を執行会議にて議論しガバナンス体制を構築するとともに、その取り組みに対して取締役会による監督を行っております。

(3) リスク管理

当社グループでは、サステナビリティ等に関するリスクについて、コンプライアンス・リスク管理委員会にて識別・評価し、必要により適宜取締役会に報告しております。

これを受けて、サステナビリティ担当者は、識別・評価したリスクの最小化に向け、当社各部門及び親会社のサステナビリティ推進室と連携し、各種取り組みを推進しております。

(4) 戦略

当社グループが特定した5つのマテリアリティのうち、特に重要であると考えているのは、気候変動への対応を含む「地球環境への貢献」です。

気候変動は、当社グループの事業活動に対して様々な「リスク」と「機会」を及ぼすものでありこれらに対応していくことが重要であると考え、事業活動に与える気候変動のリスク（物理的リスク及び移行リスク）と機会を抽出しております。

当社グループにおいて、「持続可能な社会への貢献」と「企業価値の向上」を両立していく為に、グループ一丸となって気候変動に関する課題に取り組んでまいります。

〔気候変動のリスクと機会〕

リスク・機会の分類		想定されるリスク・ 機会の概要	事業及び 財務への 影響	
リスク	移行 リスク	政策と 法	<ul style="list-style-type: none"> ・CO2排出量の規制強化による運営コストの増加 ・規制強化に伴う事業運用コストの増加 ・規制強化に伴う店舗等の投資コストの増加 ・プラスチック資源循環法への対応 	大きい
		評判	<ul style="list-style-type: none"> ・環境課題への対応遅れに伴うステークホルダーからの信用失墜 ・ブランド価値の毀損 ・FC加盟店の離脱 	非常に 大きい
		市場と 技術	<ul style="list-style-type: none"> ・食材調達コストの増加 ・再生可能エネルギーへの転換に伴う調達コストの増加 ・プラスチックの容器や包材の再生可能資源に置換わることによるコスト増加 ・生活者の嗜好の変化による需要の変化 	大きい
	物理的 リスク	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模自然災害の発生に伴う店舗閉鎖による営業機会損失 ・サプライチェーン断絶による調達コストの増加 ・店舗における電力使用量の増加 	非常に 大きい	
機会	エネルギー / 技術	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネ推進に伴う電力使用コストの削減 ・「SAF (Sustainable Aviation Fuel) 」の原料となる廃食用由の供給による廃棄物の削減 ・物流の効率化による輸送コストの減少 	大きい	
	市場	<ul style="list-style-type: none"> ・サステナビリティ推進によるステークホルダーからの共感獲得 ・環境配慮型商品・サービスの開発による売上の増加 ・気温上昇による嗜好の変化に合わせた商品・サービスの開発 	大きい	

また当社グループは、「働く仲間の成長と多様性の尊重」を5つのマテリアリティのうちの1つとして特定しております。

「働く仲間の成長と多様性の尊重」は、企業の競争力の源泉ともなるものです。従業員があらゆるライフステージにおいて安心して勤務し、ジェンダーの区別なくワークライフバランスのある働き方ができ、それぞれの成長を目指す職場環境を提供して参ります。

〔人材育成方針〕

当社グループは、一人一人が働きがいを感じ成長することが、グループ全体の発展に繋がることになり、「持続可能な社会への貢献」と「企業価値の向上」の両立を実現することができるため、全ての従業員が自律的に成長できる機会を提供し、自己成長していく人材を育成して参ります。

〔社内環境整備方針〕

当社グループは、多様な人材がそれぞれの能力・スキル、ライフステージに合わせて働き方を選択できる制度など、多様な就業形態や活躍機会を提供することで、働きやすく、働きがいのある職場環境を整備して参ります。

〔人材育成と社内環境整備に関する主な取組〕

階層別研修

eラーニング研修（スマホ視聴による隙間時間を利用した自己成長の促進）

JOB型人事制度（能力・スキルに応じた適所適材配置）

フレキシブル社員制度（ライフステージ（出産・育児・介護・シニア等）に合わせた多様な働き方（地域限定・時短勤務等）の選択）

キャリアチャレンジ制度（グループ横断公募による能力・スキルに応じた働き方の選択）

女性活躍推進（女性活躍推進プロジェクトによる女性活躍推進の促進等）

外国人採用の促進

障害者雇用の促進

定期的なエンゲージメントサーベイの実施

(5) 指標と目標

当社グループは、気候変動のリスクと機会を管理するための指標として、CO2排出量及びフードマイレージの削減目標を設定し、推進して参ります。

〔CO2排出量に関する目標〕

2030年度までに、グループ全体（海外子会社除く）2020年度対比、原単位で50%削減。

〔フードマイレージに関する目標〕

2026年度までの米の輸送におけるフードマイレージを50%削減。

また、人材の多様性の確保を含む人材の育成に関する方針及び社内環境整備に関する方針について、女性社員比率と女性管理職比率の指標を設定しました。

〔女性社員比率に関する目標〕

2026年度までにグループ全体で30%（2023年度32.1%）

〔女性管理職比率に関する目標〕

2026年度までにグループ全体で30%（2023年度12.2%）

3【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。なお、文中における将来に関する事項は当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 株式会社日本アクセスに対する配送依存度の高さについて

当社グループは、各店舗で日々使用する多品種・少量の食材の配送について、全面的に株式会社日本アクセスに委託しております。

効率・コスト面から、同社による配送集中のメリットが大きいと考えておりますが、同社の配送センターにおける事故等、不測の事態が生じた場合には、同社の配送機能が一時的に停止し、当社グループの商品に必要な食材が欠品に陥り、当社グループ店舗の営業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 店舗展開と出店政策について

当社グループは、駅周辺立地、繁華街立地、ショッピングセンター内等の集客力がある施設等への出店を中心として、店舗展開を行っております。

当社グループが新規出店する際の出店先の選定については、店舗の採算性を最も重視しており、差入保証金や家賃等の出店条件、周辺人口や店前通行量等の事前立地調査に基づく投資回収期間及び予想利益等の一定条件を満たすものを出店対象物件としております。このため、当社グループの出店条件に合致する物件が出店計画数に満たない場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 人材の確保及び育成について

当社グループは、店内調理による高品質な商品をお客様に提供することにより、他社との差別化を図っております。そのため、「調理技術」と店舗運営のための「管理能力」を備えた店主の育成が重要であります。従って、人材育成が順調に進まない場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 競合及び価格競争の激化について

当社グループが属する外食産業市場は成熟段階に入っており、同業者との競合のみならず、コンビニエンス・ストア等の他業態との競合も激しさを増しています。これら競合先の動向や、外食産業の市場規模の縮小等により、当社グループの商品価格や出店計画等が変更された場合や、来客数が減少した場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 店舗の衛生管理について

当社グループは、衛生管理について重視しており、食品衛生研究所を設け、店舗における衛生状態に関する調査・指導を徹底するとともに、外部専門業者による調査も実施しております。また、食材の仕入先の工場についても定期的に調査を実施しております。しかしながら、当社グループにおいて、万一、食中毒などの重大な衛生上の問題が発生した場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 仕入食材について

当社グループは、安全・安心な食材の調達に向けた調達ルートの多様化に加え、トレーサビリティの追求により、産地、物流を確認しつつ、安全性の確保を図っておりますが、BSEや鳥インフルエンザのような食材に関する問題が発生した場合、また、天候不順で農作物が不作という状況になった場合には、仕入価格への影響が考えられ、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 海外展開について

当社グループは、海外出店に際して事前に入念な調査を行っておりますが、当該国における法規制、宗教、慣習等の違いや、政策変更、経済情勢や為替相場の変動、テロ、戦争の発生等によるカントリーリスクが、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。また、海外での店舗展開が計画通りの成果を挙げられない場合にも、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 経済事情の急変について

世界的な経済金融危機等、今後経済事情に大きな影響を与える事象が発生した場合には、お客様の購買意欲の低下により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

- (9) 自然災害等のリスクについて
当社グループは、国内外に店舗展開しておりますが、大規模な地震や台風等の自然災害が発生した場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。
- (10) 敷金及び差入保証金について
当社グループでは、出店に際して賃貸人に対し敷金及び差入保証金を支払っております。当社グループでは賃貸借契約の時点で賃貸人の資産状況等を審査しておりますが、賃貸人の破綻等により、敷金及び差入保証金の一部または全部が回収不能になる場合や、中途解約となった場合に返還されなくなり、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。
- (11) フランチャイズ加盟店との関係について
当社グループは、加盟者とフランチャイズ契約を締結し、加盟者に「大戸屋ごはん処」の店舗を出店する権利を付与しております。当社グループは加盟者に対し、食材卸売りなどの売掛債権を有しており、加盟店の経営悪化による貸倒が発生した場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。
- (12) 固定資産の減損会計について
当社グループは、今後、当社グループが保有する固定資産を使用する店舗の営業損益に悪化が見られ、回復が見込まれない場合や、固定資産の市場価格が著しく下落した場合等には、当該固定資産について減損損失を計上することにより、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。
なお、当連結会計年度末における、国内直営事業及び海外直営事業の有形固定資産残高は、それぞれ1,333百万円（連結総資産に占める割合12.3%）及び110百万円（同1.0%）であります。
- (13) 法的規制について
法的規制全般について
当社グループでは、会社法、金融商品取引法、労働基準法の法令に加え、食品衛生関係、環境関係などの様々な法的規制を受けております。これらの法的規制が変更された場合には、これに対応するための新たな費用が発生するなどにより、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

食品衛生法について
当社グループの直営及びフランチャイズ加盟店舗は、食品衛生法の規制を受けておりますが、食中毒事故等が発生した場合には、当社グループのブランドイメージや社会的信用の毀損に繋がり、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。
- (14) 主要業態への依存について
当社グループは、現状では「大戸屋ごはん処」が売上高の大半を占めております。他方、惣菜事業やテイクアウト事業及び冷凍食品の通販・EC販売による外販事業を強化しておりますが、「大戸屋ごはん処」の売上高が予期せぬ事情により著しく減少した場合には、他の事業で補うことが困難であり、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。
- (15) 個人情報の保護について
当社グループは、お客様、株主様及び従業員等の個人情報を取り扱っております。個人情報の取扱いにつきましては、適正管理に努めておりますが、万一、個人情報の漏洩や不正使用などの事態が発生した場合には、社会的信用の毀損による企業イメージの低下、損害賠償の支払い等により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。
- (16) コンプライアンスについて
当社グループは「コンプライアンス規程」及び「リスク管理規程」を定め、「コンプライアンス・リスク管理委員会」を開催するなど、役職員のコンプライアンス意識の醸成と定着に取り組んでおりますが、役職員個人による法令違反などコンプライアンス上の問題が発生した場合には、社会的信用の毀損による企業イメージの低下等により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(経営成績等の状況の概要)

当連結会計年度における当社グループ(当社、連結子会社)の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー(以下、「経営成績等」という。)の状況の概要は次のとおりであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

a. 経営成績

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類が5類に移行したことや水際対策が撤廃されたことを契機に、個人消費及びインバウンド需要等を中心として社会経済活動が緩やかな回復傾向にあります。一方で、ウクライナ情勢の長期化及び中東情勢の影響や世界的な資源価格の高騰等を中心として、依然として先行き不透明な状況が続くと予想されます。

外食産業におきましても、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類が5類に移行されたことで、個人消費は回復の基調を見せつつありますが、原油・原材料価格の高騰等による仕入価格や光熱費の上昇及び慢性的な人手不足の影響等により依然として厳しい経営環境が続いております。

このような状況下、当社グループは、2021年5月20日に公表した中期経営計画の最終年度を迎え、目標数値を達成すべく事業推進に努めて参りました。

営業施策では、ランドメニューを変更したほか、「アジア」メニューや季節の食材を使用した数量限定メニュー等の販売をいたしました。

また、人材の採用及び育成に注力し、店舗売上状況に応じた適正な人員配置による運営体制の強化等、事業環境の変化に順応した取り組みを行ったことにより、「大戸屋ごはん処」既存店舗売上高は堅調に推移いたしました。

このほか、人手不足によるオペレーションの課題や投資コストの削減に対応すべく、ショッピングモール内のフードコートモデルを確立したほか、コロナ禍で変化した生活様式に適應すべく、郊外・ロードサイド等中心に出店を進めております。また、お客様の健康志向を捉えた「蕎麦」をメインとした新業態の開発を行い、蕎麦処大戸屋(田無店、淵野辺店)2店舗を新規出店いたしました。

サステナビリティへの取り組みにも注力しており、従業員の健康保持や増進に向けた取り組み等を行い、経済産業省と日本健康会議が共同で実施する「健康経営優良法人2024(大規模法人部門)」に認定されました。また各地域で穫れたお米をその土地で精米まで行うことでフードマイレージを削減させる取り組みを開始したほか、フードロス削減の一環として規格外のしまほっけを使用した商品を企画するなど、地球環境や地域・社会への貢献を行って参りました。

この結果、当社グループの当連結会計年度の業績は、売上高は278億94百万円(前年同期比17.0%増)、営業利益16億46百万円(前年同期比505.4%増)、経常利益16億99百万円(前年同期比378.9%増)となり、親会社株主に帰属する当期純利益は14億2百万円(前年同期比406.5%増)となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

国内直営事業

国内直営事業においては、毎年恒例となった1月8日の「大戸屋定食の日」に数量限定「贅沢ミックスフライ定食」を販売したほか、「韓国フェア」として数量限定メニューの販売や産学連携企画としてフードロスと栄養バランスをテーマに開発した期間限定メニューも販売いたしました。このほか、テレビCM放映等の広告宣伝及び販売促進活動等を実施した結果、売上高・セグメント利益ともに前年同期より改善することとなりました。

店舗展開につきましては、「大戸屋ごはん処」6店舗(トープコート草加松原店、アリオ橋本店、東大和店、越谷南町店、宇都宮テラス店、ダイナシティ小田原店)の新規出店及び新業態「蕎麦処大戸屋」2店舗(田無店、淵野辺店)の新規出店を行いました。また、国内直営事業でありました1店舗(小牧店)を国内フランチャイズ事業とした一方、国内フランチャイズ事業でありました4店舗(ノースポートモイアアスつくば店、ひたちなかファッションクルーズ店、イオンモール水戸内原店)を国内直営事業としました。また、4店舗(札幌エスタ店、武蔵小山店、イトーヨーカドー拝島店、イトーヨーカドー東大和店)を閉店いたしました。

これにより、当連結会計年度末における国内直営事業に係る稼働店舗数は「大戸屋ごはん処」143店舗、「蕎麦処大戸屋」2店舗、その他4店舗となりました。

以上の結果、国内直営事業の当連結会計年度の売上高は165億14百万円(前年同期比23.7%増)、セグメント利益は6億43百万円(前年同期は3億97百万円の損失)となりました。

国内フランチャイズ事業

国内フランチャイズ事業においても、国内直営事業同様に数量限定「贅沢ミックスフライ定食」、「韓国フェア」の数量限定メニュー、産学連携企画の期間限定メニューを販売したほか、テレビCM放映等の広告宣伝及び販売促進活動等を実施した結果、売上高・セグメント利益ともに前年同期より改善することとなりました。

店舗展開につきましては、「大戸屋ごはん処」の新規出店はありませんでした。また、国内フランチャイズ事業でありました4店舗（ノースポートモール店、イーアスつくば店、ひたちなかファッションクルーズ店、イオンモール水戸内原店）を国内直営事業とした一方、国内直営事業でありました1店舗（小牧店）を国内フランチャイズ事業としました。また、7店舗（イオンモール浜松志都呂店、大分明野店、函館漁火通り店、阪奈菅原店、アリオ仙台泉店、イオンモール太田店、マックスバリュート千代田店）を閉店いたしました。

これにより、当連結会計年度末における国内フランチャイズ事業に係る稼働店舗数は「大戸屋ごはん処」159店舗となりました。

以上の結果、国内フランチャイズ事業の当連結会計年度の売上高は76億21百万円（前年同期比7.3%増）、セグメント利益は16億22百万円（前年同期比28.7%増）となりました。

海外直営事業

海外直営事業においては、米国ニューヨーク州及び香港等では生活様式の変化による個人消費の縮小等により厳しい環境が続いておりますが、グランドメニュー変更等、販売施策の強化に取り組んだことから、売上高は前年同期より改善することとなりました。

当連結会計年度末における海外直営事業に係る稼働店舗数として9店舗（香港大戸屋有限公司が香港において4店舗、AMERICA OOTOYA INC.が米国ニューヨーク州において4店舗、M OOTOYA (THAILAND) CO., LTD.がタイ王国において1店舗）を展開しております。

以上の結果、海外直営事業の当連結会計年度の売上高は30億37百万円（前年同期比12.1%増）、セグメント損失は1億38百万円（前年同期は1億48百万円の損失）となりました。

海外フランチャイズ事業

海外フランチャイズ事業においては、各国・地域ごとに販売促進活動等を行ったことから、売上高は前年同期より改善することとなりました。

当連結会計年度末における海外フランチャイズ事業に係る稼働店舗数102店舗（タイ王国において49店舗、台湾において45店舗、インドネシア共和国において8店舗）を展開しております。

以上の結果、海外フランチャイズ事業の当連結会計年度の売上高は2億74百万円（前年同期比0.6%増）、セグメント利益は1億円（前年同期比13.6%減）となりました。

その他

その他は、タイ王国におけるプライベートブランド商品の輸入・販売事業であり、当連結会計年度末現在、THREE FOREST (THAILAND) CO., LTD.がプライベートブランド商品の輸入・販売をタイ王国で行っております。

その他の当連結会計年度の売上高は4億46百万円（前年同期比8.8%増）、セグメント利益は74百万円（前年同期比6.2%減）となりました。

b. 財政状態

当連結会計年度末の資産合計は108億49百万円（前連結会計年度末比13.0%増）となりました。

当連結会計年度末の流動資産は、現金及び預金45億39百万円を主なものとして63億18百万円（前連結会計年度末比11.6%増）、固定資産は、店舗等の有形固定資産16億81百万円と敷金及び保証金17億7百万円を主なものとして45億31百万円（同15.0%増）となりました。これは主に、現金及び預金が5億95百万円、預け金が99百万円増加したことによるものです。

当連結会計年度末の負債合計は59億円（前連結会計年度末比0.2%増）となりました。

当連結会計年度末の流動負債は、買掛金10億34百万円、1年内返済予定の長期借入金4億円および未払金12億71百万円を主なものとして39億19百万円（前連結会計年度末比12.8%増）、固定負債は、長期借入金6億円、資産除去債務8億3百万円を主なものとして19億81百万円（同17.9%減）となりました。これは主に、1年内返済予定の長期借入金2億40百万円、長期借入金4億円減少した一方、未払金が2億13百万円、未払法人税等が1億74百万円、買掛金が60百万円増加したことによるものです。

当連結会計年度末の純資産は、49億49百万円（前連結会計年度末比33.2%増）となり、自己資本比率は44.1%となりました。これは主に、親会社株主に帰属する当期純利益14億2百万円の計上により利益剰余金が増加したことによるものです。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、営業活動により22億34百万円を獲得し、投資活動により7億87百万円を使用し、財務活動により8億89百万円を使用した結果、45億34百万円（前連結会計年度末比15.1%増）となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況は次のとおりであります。

営業活動によるキャッシュ・フロー

当連結会計年度における営業活動の結果、増加した資金は22億34百万円（前年同期は7億26百万円の収入）となりました。これは主に、税金等調整前当期純利益15億84百万円を計上し、減価償却費の計上3億31百万円、未払金の増加1億37百万円があったためであります。

投資活動によるキャッシュ・フロー

当連結会計年度における投資活動の結果、使用した資金は7億87百万円（前年同期は4億78百万円の支出）となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出7億66百万円があったためであります。

財務活動によるキャッシュ・フロー

当連結会計年度における財務活動の結果、使用した資金は8億89百万円（前年同期は7億73百万円の支出）となりました。これは主に、長期借入金の返済による支出6億40百万円、配当金の支払額2億46百万円があったためであります。

(3) 生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績及び受注実績

当社グループは、生産活動を行っていないため該当事項はありません。

b. 食材等仕入実績

当連結会計年度における食材等仕入実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額（百万円）	前年同期比（％）
国内直営事業	4,820	117.3
国内フランチャイズ事業	5,502	102.7
海外直営事業	693	105.8
海外フランチャイズ事業	0	4.3
その他	299	111.3
合計	11,315	108.9

c. 販売実績

販売方法

当社グループは、主に大戸屋ごはん処等の直営店舗を展開し、また、フランチャイズ店舗からロイヤルティ等の収入を得ております。

販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

（セグメント別販売実績）

セグメントの名称	金額（百万円）	前年同期比（％）
国内直営事業	16,514	123.7
国内フランチャイズ事業	7,621	107.3
海外直営事業	3,037	112.1
海外フランチャイズ事業	274	100.6
その他	446	108.8
合計	27,894	117.0

(経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容)

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて作成されております。この連結財務諸表の作成にあたって、過去の実績等を踏まえ合理的と判断される前提に基づき、見積りを行っておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

詳細につきましては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 注記事項(重要な会計上の見積り)」に記載のとおりであります。

(2) 当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

a. 経営成績について

当連結会計年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類が5類に移行したことや水際対策が撤廃されたことを契機に、個人消費及びインバウンド需要等を中心として社会経済活動が緩やかな回復傾向にあります。一方で、ウクライナ情勢の長期化及び中東情勢の影響や世界的な資源価格の高騰等を中心として、依然として先行き不透明な状況が続くと予想されます。

このような状況下、当社グループは「第2 事業の状況 4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 経営成績等の状況の概要 (1) 財政状態及び経営成績の状況」に記載のとおり経営成績となりました。

当連結会計年度につきましては、国内直営事業での165億14百万円(前年同期比23.7%増)、国内フランチャイズ事業での76億21百万円(同7.3%増)、海外直営事業での30億37百万円(同12.1%増)、海外フランチャイズ事業での2億74百万円(同0.6%増)及びその他事業での4億46百万円を合わせて、売上高278億94百万円(同17.0%増)を獲得した一方、コロワイドグループとの共同購買の実施及び仕入管理の徹底等により前年に引き続き、商品原価を抑制し、売上原価は113億14百万円(同9.0%増)、売上総利益で165億79百万円(同23.1%増)となりました。

給与及び手当66億94百万円(同20.1%増)、地代家賃20億61百万円(同6.3%増)を主とする販売費及び一般管理費は総額149億33百万円(同13.1%増)となり、営業利益16億46百万円(同505.4%増)となりました。

営業外収益及び営業外費用はそれぞれ80百万円(同33.2%減)及び27百万円(同30.7%減)となり、経常利益16億99百万円(同378.9%増)となりました。

特別利益は0百万円(同99.4%減)、特別損失1億15百万円(同69.8%増)となり、法人税等の負担額1億46百万円(同13.6%増)及び非支配株主に帰属する当期純利益35百万円(同3.1%増)となった結果、親会社株主に帰属する当期純利益14億2百万円(同406.5%増)となりました。

b. 財政状態について

当連結会計年度末の資産合計は、前連結会計年度末に比べ12億46百万円増加し、108億49百万円となりました。

流動資産は、前連結会計年度末に比べ6億56百万円増加し、63億18百万円となりました。これは現金及び預金が5億95百万円、預け金が99百万円増加したことが主な要因です。また、固定資産は前連結会計年度末に比べ5億90百万円増加し、45億31百万円となりました。これは有形固定資産が前連結会計年度末に比べ4億72百万円増加したことが主な要因です。

当連結会計年度末の負債合計は、前連結会計年度末に比べ12百万円増加し、59億円となりました。

流動負債は前連結会計年度末に比べ4億44百万円増加し、39億19百万円となりました。これは主に1年内返済予定の長期借入金が2億40百万円減少した一方、未払金が2億13百万円、未払法人税等が1億74百万円、買掛金が60百万円増加したことが主な要因です。また、固定負債は前連結会計年度末に比べ4億32百万円減少し、19億81百万円となりました。これは長期借入金が4億円減少したことが主な要因です。

当連結会計年度末の純資産は、親会社株主に帰属する当期純利益14億2百万円を計上したことにより、前連結会計年度末に比べ12億34百万円増加し、49億49百万円となりました。

c. 資本の財源及び資金の流動性について

当連結会計年度におけるキャッシュ・フローの状況は、「第2 事業の状況 4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 経営成績等の状況の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

当社グループの資金需要の主なものは、新規出店及び既存店改装等に係る投資であり、投資活動によるキャッシュ・フローに示した有形固定資産の取得、無形固定資産の取得、長期前払費用の取得及び敷金及び保証金の差入による支出総計8億80百万円であります。

これら資金の源泉は、財務活動により獲得した資金であります。

当連結会計年度末の借入金等の状況は以下のとおりであります。

区分	当連結会計 年度末残高 (百万円)	返済スケジュール		
		1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)
1年以内に返済予定の 長期借入金	400	400	-	-
長期借入金(1年以 内に返済予定のもの を除く。)	600		400	200
1年以内に返済予定の リース債務	1	1	-	-
リース債務(1年以 内に返済予定のもの を除く。)	-	-	-	-
合計	1,001	401	400	200

d. 経営成績に重要な影響を与える要因について

経営成績に重要な影響を与える要因につきましては、「第2 事業の状況 3 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

e. 経営者の問題認識と今後の方針について

経営者の問題認識と今後の方針につきましては、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載のとおりであります。

5【経営上の重要な契約等】

(連結子会社)

会社名 株式会社大戸屋

「大戸屋ごはん処」フランチャイズ契約

契約の内容

- (a) 当社が所有する商標及びサービスマークの使用を許諾するとともに、当社の開発した商品の製造・販売方法、サービスの提供及び経営ノウハウを伝授することにより、「大戸屋ごはん処」の営業活動を行う権利を付与する。
- (b) フランチャイズ加盟店は、「大戸屋ごはん処」の同一イメージと品質の維持を図るため、厨房設備、ディスプレイ及び看板並びに什器備品等については、原則として当社が指定するものを当社から購入しなければならない。
- (c) フランチャイズ加盟店は、当社が指定メニューに使用することを指定した食材及び当社が店舗運営のために使用することを指定した消耗品を用いて店舗を営業し、当該食材及び消耗品は当社から購入しなければならない。

契約の期間、契約の更新

契約の締結より満3ヵ年とする。ただし、原則としてさらに3年間ごとに自動更新されるものとする。

加盟に際し、徴収する契約料、保証金等

加盟契約料 4百万円

保証金 1百万円

ロイヤルティ 月間売上高の5%

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当社グループの設備投資は、売上高及び経常利益の増加に資する経営基盤の拡大を目的とした、店舗に係る内装設備等が主たるものであります。

当連結会計年度における設備投資の総額は913百万円であり、セグメントごとの設備投資について示すと、次のとおりであります。

(1) 国内直営事業

当連結会計年度の主な設備投資は、新規出店等による470百万円の設備の投資、既存店舗等の改装等による314百万円の設備の投資を行いました。

また、当連結会計年度の重要な設備の除却または売却は、既存店の閉店等による設備の減少6百万円となります。

(2) 国内フランチャイズ事業

当連結会計年度の主な設備投資は、店舗設備の追加により1百万円の設備の投資を行いました。

(3) 海外直営事業

当連結会計年度の主な設備投資は、既存店舗等の改装等による59百万円の設備の投資を行いました。

(4) 海外フランチャイズ事業

該当事項はありません。

(5) その他

重要な設備投資はありません。

(6) 全社共通

当連結会計年度の主な設備投資は、システム改修等により68百万円の投資を行いました。

2【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

2024年3月31日現在の主要な設備の帳簿価額並びに従業員の配置は次のとおりであります。

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (名)
			建物及び 構築物	工具、器具 及び備品	車両運搬具	土地 (面積㎡)	計	
本部及び山梨事務所 (神奈川県横浜市及び 山梨県山梨市)	全社 (共通)	本社 設備等	73	11	13	75 (7,680.83)	173	47

(注) 1 帳簿価額は、減損損失計上後の金額であります。

2 従業員数には、他社からの出向者、臨時従業員(パートタイマー、有期契約社員、嘱託社員)は含まれておりません。

(2) 国内子会社

株式会社大戸屋は、首都圏を中心に149店舗（2024年3月31日現在）の飲食店舗を直営方式にて経営いたしております。また、店舗以外に本部事務所（神奈川県及び山梨県）を設けております。

以上のうち、2024年3月31日現在の主要な事業所における設備の帳簿価額並びに従業員の配置は次のとおりであります。

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額（百万円）				従業員数 (名)
			建物及び 構築物	工具、器具 及び備品	車両運搬具	計	
池袋東口店他67店舗 (東京都豊島区他)	国内直営事業 及び国内フラン チャイズ事業	店舗 設備等	221	90	-	312	203
本厚木店他25店舗 (神奈川県厚木市他)	国内直営事業	店舗 設備等	415	124	0	539	64
ララガーデン川口店他16店舗 (埼玉県川口市他)	国内直営事業	店舗 設備等	75	36	-	112	42
柏駅南口店他14店舗 (千葉県柏市他)	国内直営事業 及び国内フラン チャイズ事業	店舗 設備等	130	23	-	154	36
札幌エスタ店他4店舗 (北海道札幌市中央区他)	国内直営事業	店舗 設備等	12	2	-	14	12
仙台ロフト店 (宮城県仙台市青葉区)	国内直営事業	店舗 設備等	4	0	-	4	1
イオンモール高崎店 (群馬県高崎市)	国内直営事業	店舗 設備等	20	5	-	25	3
福田屋宇都宮店他2店舗 (栃木県宇都宮市他)	国内直営事業	店舗 設備等	55	27	-	83	4
和戸通り店他3店舗 (山梨県甲府市他)	国内直営事業	店舗 設備等	27	4	-	32	6
鳴子店他1店舗 (愛知県名古屋緑区他)	国内直営事業	店舗 設備等	11	6	-	17	5
カーリーノ江坂店他3店舗 (大阪府吹田市他)	国内直営事業	店舗 設備等	0	3	-	4	14
京都錦小路店他2店舗 (京都府京都市中京区他)	国内直営事業	店舗 設備等	0	1	-	1	12
須磨パティオ店他2店舗 (兵庫県神戸市須磨区他)	国内直営事業	店舗 設備等	0	1	-	1	9
ゆめタウンはません店 (熊本県熊本市)	国内フランチャイズ 事業	店舗 設備等	13	0	-	14	0
イーアスつくば店他2店舗 (茨城県つくば市)	国内直営事業	店舗 設備等	28	1	-	29	5
本部及び山梨事務所 (神奈川県横浜市及び山梨県山梨 市)	国内直営事業 及び国内フラン チャイズ事業	本社 設備等	24	20	2	47	53

(注) 1 帳簿価額は、減損損失計上後の金額であります。

2 従業員数には、他社からの出向者、臨時従業員（パートタイマー、有期契約社員、嘱託社員）は含まれておりません。

3 リース契約による主な賃借設備は、次のとおりであります。

区分	セグメントの名称	設備の内容	年間リース料 (百万円)	リース契約残高 (百万円)	摘要
店舗	国内直営事業 及び国内フランチャイズ 事業	厨房機器等 POSレジ	0	0	所有権移転外ファイナンス・リース

(注) 上記リース契約期間は、一部を除き、全て7年間であります。

(3) 在外子会社

2023年12月31日現在、香港大戸屋有限公司は香港において4店舗、AMERICA OOTOYA INC.はアメリカ合衆国において4店舗、M OOTOYA (THAILAND) CO., LTD.はタイ王国において1店舗の和定食等のイートイン型飲食店舗等をそれぞれ直営方式にて経営しております。

なお、在外子会社の決算期末であります2023年12月31日現在の事業所における主要な設備の帳簿価額並びに従業員の配置は次のとおりであります。

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)			従業員数 (名)
				建物及び 構築物	工具、器具 及び備品	計	
香港大戸屋 有限公司	太古店他3店舗 (香港特別区)	海外 直営事業	店舗設備等	24	12	36	56
	本部 (香港特別区)	海外 直営事業	本社設備等	-	0	0	4
AMERICA OOTOYA INC.	チェルシー店他3店舗 (アメリカ合衆国ニューヨーク州)	海外 直営事業	店舗設備等	31	6	38	4
	本部 (アメリカ合衆国ニューヨーク州)	海外 直営事業	本社設備等	-	0	0	2

- (注) 1. 帳簿価額は、減損損失計上後の金額であります。
2. 従業員数は2024年3月31日現在で記載しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

当社グループは、経営戦略に基づき新規出店計画を策定しております。出店候補地につきましては、「繁華街」、「ショッピングセンター内」、「オフィス街」及び「ロードサイド」等の立地属性でグループ分けし、選定して参ります。

(1) 設備の新設、重要な拡充もしくは改修又はこれらの計画等

当連結会計年度末現在における進行中及び計画中の主なものは、次のとおりとなります。

重要な設備の新設

会社名	セグメント の名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定		店舗数
			総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了	
株式会社 大戸屋	国内 直営事業	新設店舗	596	-	自己資金	2024年 4月	2025年 2月	10

重要な設備の改修等

会社名	セグメント の名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定		店舗数
			総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了	
株式会社 大戸屋	国内 直営事業及 び国内フラ ンチャイズ 事業	店舗備品	1,013	22	自己資金	2023年 8月	2024年 6月	-

(2) 設備の除却の計画等

経常的な設備の更新のための除却等を除き、重要な設備の除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	28,720,000
第1回優先株式	50
計	28,720,050

(注) 当社の定款第6条の定めによる、当社の普通株式及び第1回優先株式を併せた発行可能株式総数であります。

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2024年3月31日)	提出日現在発行数 (株) (2024年6月20日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	7,251,800	7,251,800	東京証券取引所 スタンダード市場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
第1回優先株式	30	30	-	(注)2
計	7,251,830	7,251,830	-	-

(注) 1. 提出日現在発行数には、2024年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

2. 第1回優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 単元株式数は1株であります。

(2) 優先配当金

第1回優先配当金

期末配当金を支払うときは、第1回優先株式を有する株主(以下、「第1回優先株主」という。)又は第1回優先株式の登録株式質権者(以下、「第1回優先登録株式質権者」という。)に対して、普通株式を有する株主(以下、「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下、「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、第1回優先株式1株につき以下の算式に従い計算される金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)の金銭(以下、「第1回優先配当金」という。)を支払う。第1回優先配当金 = $100,000,000円 \times 3.5\%$

累積条項

ある事業年度において、第1回優先株主又は第1回優先登録株式質権者に対して支払う配当金の額が第1回優先配当金の額に達しない場合、その不足額を翌事業年度以降に累積し、累積した不足額については、第1回優先配当金及び普通株主又は普通登録株式質権者に対する配当金に先立って、これを第1回優先株主又は第1回優先登録株式質権者に支払う。

非参加条項

第1回優先株主又は第1回優先登録株式質権者に対しては、第1回優先配当金を超えて配当はしない。

第1回優先中間配当金

中間配当を支払うときは、第1回優先株主又は第1回優先登録株式質権者に対して、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、第1回優先株式1株につき第1回優先配当金の2分の1に相当する額の金銭(以下、「第1回優先中間配当金」という。)を支払う。

第1回優先中間配当金が支払われた場合においては、第1項の第1回優先配当金の支払いは、第1回優先中間配当金を控除した額による。

(3) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、第1回優先株主又は第1回優先登録株式質権者に対し、第1回優先株式1株につき、100,000,000円に下記に定める第1回経過優先配当金相当額を加えた額を支払う。

第1回経過優先配当金相当額

第1回優先株式1株当たりの第1回経過優先配当金相当額は、残余財産の分配がなされる事業年度に係る第1回優先配当金について、1年を365日とし、残余財産の分配を行う日の属する事業年度の初日から残余財産の分配がなされる日（いずれも、同日を含む。）までの実日数で日割計算した額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。ただし、分配日の属する事業年度において第1回優先株主又は第1回優先登録株式質権者に対して第1回優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(4) 普通株式への転換

第1回優先株式の発行より3年超に亘り行使可能期間の制限が設けられていることから、既存の普通株主様に対する希薄化の影響を最小限に留め得るものと考えております。

(5) 議決権条項

第1回優先株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(6) 種類株主総会の決議

定款において、会社法第322条第2項に関する定めはしていない。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

(イ) 2011年6月24日の定時株主総会決議に基づくストックオプション制度(株式報酬型ストックオプション) 会社法に基づき、取締役に対して新株予約権を発行することを、2011年6月24日の定時株主総会において決議されたものであります。

決議年月日	2011年6月24日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 なお、人数等の詳細については、定時株主総会以後に開催する取締役会にて決定する。
新株予約権の数(個)	300を上限とする。(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 30,000株を上限とする。(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1(注)2
新株予約権の行使期間	新株予約権の割当日の翌日から30年以内の範囲で、新株予約権の募集事項を決定する取締役会が定めるものとする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2024年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2024年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注)1 新株予約権1個当たりの目的である株式数(以下「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。なお、付与株式数は、株主総会特別決議の日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
- 2 新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
- 3 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額
本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 4 新株予約権の割当てを受けた者は、原則として当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使することができるものとし、その他の行使の条件については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会が定めるものとする。

- 5 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記（注）2で定められる行使価額を組織再編成行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編成後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記新株予約権の行使期間の開始日または組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記新株予約権の行使期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- イ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

- ロ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記イ記載の資本金等増加限度額から上記イに定める増加する資本金の額を減じた額とする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。

新株予約権の取得の事由及び条件

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

（3）【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2019年4月1日～ 2020年3月31日(注)1	2,500	7,238,800	1	1,514	1	38
2019年8月22日(注)2	8,000	7,246,800	8	1,522	8	47
2021年2月19日(注)3	30	7,246,830	1,500	3,022	1,500	1,547
2021年8月10日(注)4	5,000	7,251,830	6	3,029	6	1,553

(注)1 新株予約権(ストック・オプション)の権利行使による増加であります。

2 譲渡制限付株式報酬制度としての新株式の発行によるものであります。

発行価額 2,193円

資本組入額 1,097円

割当先 当社の取締役5名(社外取締役を除く)

3 2021年2月18日開催の臨時株主総会にてご承認いただき、同年2月19日付で第三者割当増資により当社の親会社である株式会社コロナイドへ割当てのために発行したものであります。

発行価額 100,000,000円 / 1株

資本組入額 50,000,000円 / 1株

4 譲渡制限付株式報酬制度としての新株式の発行によるものであります。

発行価額 2,747円

資本組入額 1,374円

割当先 当社の取締役3名(監査等委員である取締役、社外取締役及び非業務執行取締役を除く)

5 2024年6月20日開催の第41回定時株主総会において、資本金の額及び資本準備金の額の減少の件に関する決議の承認を受け、2024年6月20日付けで資本金が1,000百万円、資本準備金が1,000百万円減少しております。

(5) 【所有者別状況】

普通株式

2024年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	3	16	132	30	40	18,849	19,070	-
所有株式数(単元)	-	606	414	36,077	1,062	83	34,245	72,487	3,100
所有株式数の割合(%)	-	0.83	0.57	49.77	1.46	0.11	47.24	100.00	-

(注) 自己株式4,919株は、「個人その他」に49単元、「単元未満株式の状況」に19株含まれております。

優先株式

2024年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数1株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	-	-	1	-	-	-	1	-
所有株式数(単元)	-	-	-	30	-	-	-	30	-
所有株式数の割合(%)	-	-	-	100.00	-	-	-	100.00	-

(6) 【大株主の状況】
所有株式数別

2024年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の総数 に対する所有 株式数の割合 (%)
株式会社コロワイド	神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目2番1号	3,388 (0)	46.75
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区大手町二丁目6番4号	60	0.83
株式会社日本アクセス	東京都品川区西品川一丁目1番1号	50	0.69
大戸屋従業員持株会	神奈川県横浜市西区北幸一丁目1番8号	45	0.63
住友商事株式会社	東京都千代田区大手町二丁目3番2号	43	0.59
ブルドックソース株式会社	東京都中央区日本橋兜町11番5号	37	0.51
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNY GCM CLIENT ACCOUNTS M LSCB RD (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	ONE CHURCHILL PLACE, LONDON E14 5HP UNITED KINGDOM (東京都千代田区丸の内二丁目7番1号)	30	0.43
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCTS M ILM FE (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	2 KING EDWARD STREET, LONDON EC1A 1HQ UNITED KINGDOM (東京都千代田区丸の内二丁目7番1号)	29	0.40
日本ハム株式会社	大阪府大阪市北区梅田二丁目4番9号	27	0.37
モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目9番7号	16	0.22
計	-	3,727 (0)	51.42

(注) 1. 所有株式数の()内書きは、第1回優先株式であります。
2. 上記のほか当社所有の自己株式4千株があります。

所有議決権数別

2024年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権 に対する所有 議決権数の割合 (%)
株式会社コロワイド	神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目2番1号	33,882	46.77
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区大手町二丁目6番4号	600	0.82
株式会社日本アクセス	東京都品川区西品川一丁目1番1号	500	0.69
大戸屋従業員持株会	神奈川県横浜市西区北幸一丁目1番8号	458	0.63
住友商事株式会社	東京都千代田区大手町二丁目3番2号	430	0.59
ブルドックソース株式会社	東京都中央区日本橋兜町11番5号	370	0.51
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNY GCM CLIENT ACCOUNTS M LSCB RD (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	ONE CHURCHILL PLACE, LONDON E14 5HP UNITED KINGDOM (東京都千代田区丸の内二丁目7番1号)	309	0.42
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCTS M ILM FE (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	2 KING EDWARD STREET, LONDON EC1A 1HQ UNITED KINGDOM (東京都千代田区丸の内二丁目7番1号)	291	0.40
日本ハム株式会社	大阪府大阪市北区梅田二丁目4番9号	270	0.37
モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目9番7号	161	0.22
計	-	37,271	51.44

(7)【議決権の状況】

【発行済株式】

2024年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第1回優先株式 30	-	「1 株式等の状況」の 「(1)株式の総数等」の 「発行済株式」の注記 参照
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 4,900	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 7,243,800	72,438	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
単元未満株式	普通株式 3,100	-	-
発行済株式総数	7,251,830	-	-
総株主の議決権	-	72,438	-

【自己株式等】

2024年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合 (%)
(自己保有株式) 株式会社大戸屋 ホールディングス	神奈川県横浜市 西区北幸一丁目1番8号	4,900	-	4,900	0.07
計	-	4,900	-	4,900	0.07

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 普通株式

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移 転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他 (譲渡制限付株式報酬等)(注)1	5,000	20	-	-
保有自己株式数(注)2	4,919	-	4,919	-

(注)1. 当期間における「その他」には、2024年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買増しによる株式数は含めておりません。

2. 当期間における「保有自己株式数」には、2024年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び譲渡制限付株式報酬の無償取得による株式数は含めておりません。

3【配当政策】

当社は、株主への利益還元を重要な経営課題の1つと認識しており、収益力の向上及び財務体質の改善をもって安定した経営基盤を構築しつつ、株主の皆様様に長期的、かつ安定的な配当及び利益還元を行うことを基本方針としております。この基本方針に基づき、業績に応じ、配当性向を考慮した利益配当額を決定するとともに、将来の更なる事業展開を目的とした投資活動のための内部留保額を決定しております。

当社は、会社法第459条の規定に基づき、取締役会決議によって剰余金の配当を行う旨を定款に定めております。

当事業年度の剰余金の配当につきましては、上記方針のもと、期末配当金として1株当たり5円とさせていただきます。

また、優先株式については、定款の定めに従って、優先配当いたします。

なお、内部留保資金につきましては、店舗の新設及び改装等、将来の利益に貢献する投資資金に充てると同時に、より一層の企業体質の強化及び今後の事業活動の拡充等に有効投資して参りたいと考えております。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
2024年5月9日 取締役会決議	普通株式	36	5
	第1回優先株式	105	3,500,000

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、上場企業として社会的使命と責任を果たし、継続的な成長・発展を目指すため、当社及び当社子会社のコーポレート・ガバナンスの充実が重要な経営課題であるとの認識に立ち、社内研修制度の充実、内部監査体制の整備等による「法令違反行為の未然防止」、社外取締役の選任等による「取締役会の機能強化」、決算情報の開示早期化及び電磁的開示への移行等による「ディスクロージャーの充実」等に努めております。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は「監査等委員会設置会社制度」を採用しております。経営の意思決定機関・監督機関である取締役会につきましては、本報告書提出日現在、取締役8名（うち、社外取締役4名、非業務執行取締役1名）で構成されており、経営の基本方針、法令で定められた事項及びその他重要な業務執行についての意思決定機関及び監督機関として、毎月1回定例開催しております。また各種会議等において予算実績比較分析、財務状況及び出店計画等の進捗について検討を行い、法令で定められている取締役会決議事項以外の重要項目について意思決定を行っております。監査等委員会は、常勤の取締役（監査等委員）1名及び社外取締役（監査等委員）2名の計3名で構成されており、取締役の職務執行の監査を行うほか、取締役会の構成員として議決権を行使することにより、監督機能を果たしております。

このほか、当社は、取締役会の任意の諮問機関として指名・報酬諮問委員会を設置しております。

機関ごとの構成員は次のとおりであります。（ は議長、委員長を表しております）。

役職名	氏名	取締役会	監査等委員会	指名・報酬諮問委員会
代表取締役社長	蔵人 賢樹			
取締役	橋澤 順			
取締役 (非業務執行)	三森 智仁			
社外取締役	小濱 直人			
社外取締役	山田 奈央子			
取締役 (常勤監査等委員)	下村 治			
社外取締役 (監査等委員)	河合 宏幸			
社外取締役 (監査等委員)	田村 吉央			

なお、当連結会計年度においては、取締役会は12回開催し、経営の基本方針その他の重要事項を決定いたしました。また、取締役及び幹部社員を中心とする会議並びに営業会議及び海外事業本部会議を毎週開催し、経営情報と目標の共有化に努め、さらに、経営の透明性・公正性を高めるため、適時開示資料の充実、決算説明会の開催等にも注力して参りました。加えて、社内研修等を実施し、コンプライアンス意識の醸成、徹底を図り、公正かつ誠実な企業活動を推進するべく役員、社員一丸となった取組みを実施して参りました。

企業統治に関するその他の事項

(内部統制システム及びリスク管理体制の整備の状況)

当社は、組織規程及び業務分掌規程をはじめとした社内業務全般に亘る各種規程を整備することで、各職位が明確な権限と責任を持って業務を遂行しております。業務遂行におけるこれら規程等の遵守状況は、内部監査により確認されております。

リスク管理体制につきましては、当社の業務に係るリスクについて適切に管理する体制整備に取組んでおります。また、石寄・山中総合法律事務所と顧問契約を締結しており、必要に応じてアドバイスをお願いしております。

取締役会の活動状況

当事業年度において当社は取締役会を月1回開催しており、個々の取締役の出席状況については次のとおりであります。

役職名	氏名	開催回数	出席回数
代表取締役社長	蔵人 賢樹	12	12
取締役	羽田 正貴	12	12
取締役	橋澤 順	12	12
取締役 (非業務執行)	三森 智仁	12	12
社外取締役	小瀨 直人	12	12
社外取締役	鈴木 孝子	12	11
取締役 (常勤監査等委員)	下村 治	12	12
社外取締役 (監査等委員)	河合 宏幸	12	12
社外取締役 (監査等委員)	田村 吉央	12	12

取締役会における具体的な検討内容としては、会社法で定められた事項及び出店・閉店等の取締役会付議事項に該当する事項に関して審議し、決議しております。また、取締役会付議事項に該当する審議以外に取締役会において、各本部の課題の進捗状況及びリスク関連等を報告、協議しております。

指名・報酬諮問委員会の活動状況

当事業年度において当社は指名報酬諮問委員会を2回開催しており、個々の指名・報酬諮問委員の出席状況については次のとおりであります。

役職名	氏名	開催回数	出席回数
代表取締役社長	蔵人 賢樹	2	2
社外取締役 (監査等委員)	河合 宏幸	2	2
社外取締役 (監査等委員)	田村 吉央	2	2

指名・報酬諮問委員会における具体的な検討内容として、取締役会からの諮問に応じ、取締役会のスキルマトリックスの検討確認及び取締役候補者の選定並びに取締役(監査等委員である取締役を除く)の個人別報酬等を審議し、取締役会へ答申しております。

(子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況)

当社は「内部統制システムの基本方針」を定め、子会社の業務の適正を確保するための体制を整備、運用しております。運用の状況については、会社法第435条に定める「事業報告」に記載しております。

(社外取締役及び会計監査人との責任限定契約)

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役(業務執行取締役等を除く)及び会計監査人との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

(取締役の人数)

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く)は12名以内、監査等委員である取締役は4名以内とする旨を定款で定めております。

(取締役の選任の決議要件)

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、並びに、累積投票によらない旨を定款で定めております。

(剰余金の配当等の決定機関)

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会決議により定めることとする旨を定款に定めております。これは、機動的な配当政策及び資本政策を行うことを目的とするものであります。

(取締役の責任免除)

当社は、取締役の責任免除について、会社法第426条第1項の規定により、取締役(取締役であったものを含む。)の同法第423条第1項の責任について、善意でかつ重大な過失がないときは、取締役会の決議によって、法令に定める限度額の範囲内でその責任を免除することができる旨を定款で定めております。これは、取締役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

(自己の株式の取得)

当社は、自己の株式の取得について、経済情勢の変化に対応して財務政策等の経営諸施策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

(株主総会の特別決議要件)

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

なお、第1回優先株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しません。

(種類株式の発行)

当社は種類株式発行会社であって、普通株式の単元株式数は100株としておりますが、第1回優先株式の単元株式数は1株としております。また、普通株式は、株主としての権利内容に制限のない株式であります。第1回優先株式は、法令に別段に定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しておりません。これは、第1回優先株式を配当金や残余財産の分配について優先権を持つ代わりに議決権のない内容としたものであります。

優先株式の内容は、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (1) 株式の総数等 発行済株式」に記載のとおりであります。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性7名 女性1名 (役員のうち女性の比率12.5%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役 社長	蔵人 賢樹	1979年1月25日生	2010年4月 株式会社コロワイド入社 2011年6月 同社取締役 2012年4月 同社常務取締役 2016年4月 同社専務取締役 2017年6月 株式会社コロワイドMD代表取締役社長 2019年3月 株式会社WORITS代表取締役社長 2020年11月 当社代表取締役社長(現任) 2020年11月 株式会社大戸屋代表取締役社長(現任)	(注)1	普通株式 9
取締役 経営管理本部長	橋澤 順	1979年1月18日生	2002年4月 株式会社コロワイド入社 2017年7月 株式会社コロワイドMD商品マーケティング本部統括部長 2019年4月 株式会社シルスマリア取締役営業本部長 2021年11月 株式会社大戸屋商品マーケティング本部長 2022年3月 株式会社大戸屋取締役営業本部長 2022年6月 当社取締役 2023年1月 株式会社大戸屋取締役営業本部長兼商品マーケティング本部長 2024年5月 当社取締役経営管理本部長兼株式会社大戸屋取締役商品マーケティング本部長(現任)	(注)1	普通株式 2
取締役	三森 智仁	1989年3月9日生	2011年4月 三菱UFJ信託銀行株式会社入社 2013年4月 株式会社大戸屋入社 2014年8月 同社執行役員社長付 2015年6月 当社常務取締役海外事業本部長 2016年2月 株式会社スリーフォレスト代表取締役(現任) 2020年11月 当社取締役(現任)	(注) 1、3	-
取締役	小濱 直人	1965年8月19日生	1989年4月 ソロモンブラザーズアジア証券株式会社入社 1998年8月 クレディ・スイス・ファースト・ボストン証券会社東京支店投資銀行本部ディレクター 2002年11月 日本産業パートナーズ株式会社 マネージングディレクター 2005年1月 オリnbasキャピタルホールディングスアジアホンコンリミテッド東京支店日本統括執行役員 2010年6月 京都きもの友禅株式会社代表取締役社長 2011年5月 株式会社オフィス小浜代表取締役(現任) 2018年3月 日本和装ホールディングス取締役 2020年4月 朝日放送グループホールディングス株式会社執行役員ビジネス開発・海外ビジネス担当 2020年11月 当社取締役(現任) 2021年6月 株式会社ディー・エル・イー代表取締役(現任)	(注) 1、2	-

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
取締役	山田 奈央子	1978年10月31日生	2002年4月 2006年6月 2021年7月 2022年11月	株式会社ワコール入社 株式会社シルキースタイル創業代表取締役社長(現任) 一般社団法人フェムテック協会設立代表理事(現任) ヤマトインターナショナル株式会社社外監査役(現任)	(注) 1、2 6	-
取締役 (監査等委員)	下村 治	1959年3月4日生	1981年4月 2008年6月 2011年8月 2016年6月 2021年6月	東京海上火災保険株式会社(現東京海上日動火災保険株式会社)入社 同社福岡支店長 同社内部監査部主任内部監査役 当社常勤監査役(社外) 当社取締役(監査等委員)(現任)	(注)5	-
取締役 (監査等委員)	河合 宏幸	1961年11月19日生	1992年10月 2008年5月 2014年7月 2015年6月 2019年1月 2020年11月 2021年6月	井上斎藤英和監査法人(現有限責任あずさ監査法人)入所 あずさ監査法人(現有限責任あずさ監査法人)社員 朝日税理士法人入所 株式会社エイチワン監査役(現任) 河合公認会計士・税理士事務所所長(現任) 当社取締役 当社取締役(監査等委員)(現任)	(注) 2、5	普通株式 0
取締役 (監査等委員)	田村 吉央	1982年7月5日生	2008年12月 2012年1月 2014年1月 2020年11月 2021年6月	長島・大野・常松法律事務所入所 ソフトバンクグループ株式会社入社 弁護士法人ノーサイド法律事務所代表弁護士(現任) 当社取締役 当社取締役(監査等委員)(現任)	(注) 2、5	-
計						11

- (注) 1. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、2024年3月期に係る定時株主総会終結の時から2025年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
2. 取締役小瀨直人、山田奈央子、河合宏幸、田村吉央の4名は、社外取締役であります。
3. 取締役三森智仁は、非業務執行取締役であります。
4. 当社は、監査等委員会設置会社であります。
5. 監査等委員である取締役の任期は、2023年3月期に係る定時株主総会終結の時から2025年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
6. 山田奈央子氏の戸籍上の氏名は、雲林院奈央子であります。

社外役員の状況

(社外取締役)

当社は、社外取締役を4名選任しております。

なお、社外取締役を選任するための独立性に関する基準又は方針は定めておりませんが、選任にあたっては東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準等を参考にしております。

(人的関係、資本的关系、取引関係その他の利害関係)

当社の社外取締役である小瀨直人氏、山田奈央子氏及び田村吉央氏は、当社及び当社取締役等との人的関係、資本的关系、取引関係その他の利害関係はありません。

また、当社の社外取締役である河合宏幸氏は、当社の株式800株を所有しておりますが、それ以外に当社及び当社取締役等との人的関係、資本的关系または取引関係その他の利害関係はありません。

(企業統治において果たす機能及び役割)

当社の社外取締役は、専門的な知識と経験を有しており、かつ、当社との利害関係がなく、一般株主と利益相反の生じる恐れがない独立性を有しており、当社の企業統治における経営監視・監督機能を担い、適切に遂行しております。

(選任状況に関する考え方)

社外取締役であります小瀨直人氏につきましては、企業経営に関する豊富な知識・経験を有しており、かつ、当社との利害関係がなく、一般株主と利益相反の生じる恐れがない独立性を有する社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断したため選任したものであります。

社外取締役であります山田奈央子氏につきましては、企業経営に関する豊富な知識・経験を有しており、かつ、当社と利害関係がなく、一般株主と利益相反の生じる恐れがない独立性を有する社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断したため選任したものであります。

社外取締役であります河合宏幸氏につきましては、公認会計士であり、企業会計に関する専門的な知識・経験を有しており、かつ、当社の株式800株を所有しておりますが、それ以外に当社との利害関係がなく、一般株主と利益相反の生じる恐れがない独立性を有する社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断したため選任したものであります。

社外取締役であります田村吉央氏につきましては、弁護士であり、企業法務全般に関する専門的な知識・経験を有しており、かつ、当社との利害関係がなく、一般株主と利益相反の生じる恐れがない独立性を有する社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断したため選任したものであります。

社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役による監督につきましては、それぞれが専門的な知識と経験を有しており、当社との利害関係がなく、一般株主と利益相反の生じる恐れがない独立性を有しており、当社の企業統治における経営監視・監督機能を適切に遂行して参ります。

また、内部監査、監査等委員会監査及び会計監査の相互連携につきましては、当社の常勤監査等委員が媒介となり、定期的に情報交換を行うことにより、有機的に連携して参ります。

(3) 【監査の状況】

監査等委員会監査の状況

監査等委員会監査は、常勤監査等委員1名、社外の監査等委員2名をもって構成しており、経営全般に係る監視を継続的に行って参ります。また、常勤監査等委員につきましては、取締役会の構成員であるとともに、社内の重要会議についても積極的に出席するなど、経営及び業務執行に係る監査は有効に機能していると考えております。

なお、以下a.～c.は当連結会計年度の状況を記載しております。

a. 監査等委員会の開催頻度

監査等委員会を原則月1回開催しております。監査等委員会における決議事項は14件（監査等委員会監査方針、会計監査人再任及び報酬、監査等委員会監査報告等）、報告事項は107件（主に常勤監査等委員が出席する重要会議その他に係る情報の共有）であります。なお、監査等委員の出席状況は以下のとおりです。

氏名	経歴及び能力等	出席率
常勤監査等委員 下村 治	損害保険会社での営業部門・内部監査部の経験及び当社での社外監査役の経験から常勤の監査等委員として取締役会において有益な提言、助言をいただいております。	100% (13回 / 13回)
監査等委員 河合 宏幸	公認会計士、税理士として企業の会計監査・経営指導に従事され、財務・会計及び税務に関する高度な知識と経験から、取締役会において有益な提言、助言をいただいております。	100% (13回 / 13回)
監査等委員 田村 吉央	弁護士として、各種企業法務・契約実務に精通しており、これらに関する高度な知識と経験から、取締役会において有益な提言、助言をいただいております。	100% (13回 / 13回)

b. 主要な検討事項

イ. 監査等委員会監査方針

「取締役及び使用人と適時・適切な意思疎通を図り、内部監査室及び会計監査人との連結を密にして、国内外の関係会社を含む企業集団としての経営上のリスクの把握及び軽減に資する監査の実施」を監査等委員会監査方針としました。

ロ. 重点監査項目

「企業集団における内部統制システムの構築・運用状況」、「全社的なリスク管理態勢の機能状況」、「法令等の遵守状況」を重点監査項目として、監査を実施しました。

c. 常勤監査等委員の活動

代表取締役との意見交換会 4回
コンプライアンス・リスク管理委員会出席 4回中4回
監査等委員会監査 18回（うち、海外子会社1回）
会計監査人との意見交換会 7回、等

内部監査の状況

内部監査は、内部監査担当者（専任4名）による各部署の業務執行に係る定期監査の実施及び店舗の管理、運営全般に係る業務監査の実施を通じ、全社員のコンプライアンス意識の向上を図っております。

なお、内部監査、監査等委員会監査及び会計監査の相互連携につきましては、常勤監査等委員が媒介となり、定期的に情報交換を行うことにより、有機的に連携しております。

また、内部監査の実効性を確保するための取り組みとして、代表取締役と常勤監査等委員への監査報告（デュアルレポートライン）及び取締役経営管理本部長を委員長とする「コンプライアンス・リスク管理委員会」において定期的に監査活動や内部通報に係る報告等を実施しております。

会計監査の状況

当社は「会社法」及び「金融商品取引法」に基づく会計監査について、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、会計監査を受けております。当社の会計監査業務を執行した公認会計士は以下のとおりであります。

a．継続監査期間

3年

b．業務を執行した公認会計士の氏名等

井出 正弘
山本 道之
相澤 陽介

c．監査業務に係る補助者の構成

公認会計士11名、公認会計士試験合格者等17名であります。

d．監査法人の選定方針と理由

当社は、日本監査役協会から公表されている「会計監査人の選解任等に関する議案の内容の決定権行使に関する監査役の対応方針」及び「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」等に照らし、有限責任監査法人トーマツは当社の会計監査人に求められる専門性、独立性及び適正性を有しており、当社の会計監査が適正かつ妥当に行われることを確保する体制を備えていると判断したため選任いたしました。

なお、当社の監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の議案の内容とすることを決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、当社の監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

e．監査等委員及び監査等委員会による監査法人の評価

当社の監査等委員及び監査等委員会は、日本監査役協会から公表されている「会計監査人の選解任等に関する議案の内容の決定権行使に関する監査役の対応方針」及び「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」等に基づき、会計監査人の品質管理、独立性、監査報酬等、監査役等とのコミュニケーション、経営者との関係、グループ監査、不正リスクへの対応等について評価を行いました。その結果、有限責任監査法人トーマツは独立の立場を保持し、適切な監査を実施していると判断しました。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)
提出会社	56	-	56	-
連結子会社	-	-	-	-
計	56	-	56	-

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬(a.を除く)

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

該当事項はありません。

e. 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当社の監査等委員会は、会計監査人である有限責任監査法人トーマツが策定した監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項及び同条第3項の同意の判断を行っています。

(4)【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

(役員の報酬等の額の決定に関する方針)

取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬については、株主総会において決議された報酬総額の限度内とし、役位に対応する個人別報酬額については取締役会決議及び「役員規程」に基づき、代表取締役社長蔵人賢樹に報酬額の具体的内容の決定を委任しています。

譲渡制限付株式報酬については、株主総会において決議された譲渡制限付株式の割当のための取締役報酬額の限度内とし、個人別報酬額については取締役会で決定することとしております。

監査等委員である取締役の報酬については、株主総会において決議された報酬総額の限度内とし、個人別報酬額については監査等委員会の協議をもって決定することとしております。

また、2021年6月15日開催の第38回定時株主総会において、取締役(監査等委員である取締役、社外取締役及び非業務執行取締役を除く)に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬が決議されております。

(役員の報酬等に関する株主総会の決議)

2021年6月15日開催の第38回定時株主総会において、取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬限度額は年額300百万円以内、監査等委員である取締役の報酬限度額は年額50百万円以内と承認をいただいております。

譲渡制限付株式報酬については、2021年6月15日開催の第38回定時株主総会において、年額60百万円以内と承認をいただいております。取締役(監査等委員である取締役を除く)は6名(うち社外取締役2名、非業務執行取締役1名)となり、譲渡制限付株式を付与する対象者は3名となります。

(業績連動報酬と業績連動報酬以外の報酬等の支給割合の決定方針)

業務執行取締役の報酬等は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬としての賞与及び非金銭報酬としての株式報酬により構成されております。

その支給割合は、株主総会において承認された報酬限度額300百万円と譲渡制限付株式報酬の限度額60百万円との割合を基準として決定しております。

(役員報酬等の決定手続)

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く)の役員報酬等の個別金額は、取締役会決議及び「役員規程」に基づき、代表取締役社長蔵人賢樹に報酬額の具体的内容の決定を委任しています。2021年6月15日開催の取締役会において、上記手続きについて決議し、取締役の個別報酬金額を決定しております。

(当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由)

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、取締役会決議及び「役員規程」に基づき一任を受けた代表取締役社長蔵人賢樹は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績、貢献度などを踏まえた賞与の評価配分を決定しており、当該決定内容に関して、決定方針に沿う内容であることを社外取締役において確認していることから、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容は、上記記載の決定方針に沿うものであると判断しております。

(取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項)

当事業年度においては、2022年6月24日開催の取締役会決議及び「役員規程」に基づき、代表取締役社長蔵人賢樹に取締役の個人別の報酬額の具体的内容の決定を委任しています。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の賞与の評価配分であり、これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役社長が最も適していると判断しているためです。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動 報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (監査等委員及び社外取締 役を除く)	104	85	-	18	4
監査等委員 (社外取締役を除く)	8	8	-	-	1
社外役員	19	19	-	-	4

(注) 取締役(監査等委員及び社外取締役を除く)に対する非金銭報酬等の総額の内訳は、譲渡制限付株式18百万円
であります。

役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が100百万円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、投資株式について保有目的により以下のとおりと考えております。

- a. 保有目的が純投資目的である投資株式
- ・専ら株式価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的とする株式。
 - ・保有目的が純投資目的である投資株式は保有しておりません。また今後も保有する予定はありません。
- b. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式
- ・当社と継続的な取引関係が存在している又は今後取引が予定されている会社の株式。
 - ・保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式は保有しておりません。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

- a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、投資株式については、取引先の事業戦略が当社の事業戦略と合致し、あるいは、当社グループの企業価値・株主共同の利益の向上に資するもの等の理由があるもの以外は、保有しないことを原則としております。保有する純投資目的以外の目的である投資株式については、取引先との関係性、戦略上の有効性、重要性、経済合理性に照らして年次ごとに見直しを行い、保有の適否を判断しております。

- b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	1	20

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

該当事項はありません。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当事項はありません。

- c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

該当事項はありません。

みなし保有株式

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの

該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2023年4月1日から2024年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2023年4月1日から2024年3月31日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,944	4,539
売掛金	1,109	1,126
原材料及び貯蔵品	84	88
前払費用	164	156
未収入金	127	104
預け金	205	304
その他	82	21
貸倒引当金	17	24
流動資産合計	5,661	6,318
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	3,966	4,322
減価償却累計額	3,198	3,147
建物及び構築物(純額)	768	1,175
工具、器具及び備品	2,961	3,067
減価償却累計額	2,683	2,683
工具、器具及び備品(純額)	278	383
土地	75	75
その他	113	72
減価償却累計額	25	24
その他(純額)	87	47
有形固定資産合計	1,209	1,681
無形固定資産		
その他	120	117
無形固定資産合計	120	117
投資その他の資産		
投資有価証券	232	220
長期貸付金	4	3
長期前払費用	14	20
繰延税金資産	855	971
敷金及び保証金	1,697	1,707
その他	23	23
貸倒引当金	15	15
投資その他の資産合計	2,611	2,731
固定資産合計	3,941	4,531
資産合計	9,602	10,849

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	973	1,034
1年内返済予定の長期借入金	640	400
リース債務	4	1
資産除去債務	8	32
未払金	1,058	1,271
未払法人税等	39	213
契約負債	27	36
賞与引当金	75	80
販売促進引当金	74	73
店舗閉鎖損失引当金	38	40
子会社整理損失引当金	1	1
その他	533	733
流動負債合計	3,475	3,919
固定負債		
長期借入金	1,000	600
リース債務	3	-
契約負債	90	81
資産除去債務	781	803
その他	537	496
固定負債合計	2,413	1,981
負債合計	5,888	5,900
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,029	3,029
資本剰余金	2,785	2,805
利益剰余金	2,376	1,220
自己株式	0	0
株主資本合計	3,438	4,615
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	155	167
その他の包括利益累計額合計	155	167
非支配株主持分	120	166
純資産合計	3,714	4,949
負債純資産合計	9,602	10,849

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2022年 4月 1日 至 2023年 3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月31日)
売上高	1 23,846	1 27,894
売上原価	10,376	11,314
売上総利益	13,470	16,579
販売費及び一般管理費	2 13,198	2 14,933
営業利益	271	1,646
営業外収益		
受取利息	0	5
為替差益	31	29
協力金収入	32	-
助成金収入	29	-
店舗売却益	-	12
雑収入	28	33
営業外収益合計	123	80
営業外費用		
賃貸費用	3	3
支払利息	34	20
雑損失	2	3
営業外費用合計	40	27
経常利益	354	1,699
特別利益		
固定資産売却益	3 3	3 0
受取立退料	98	-
助成金収入	4 38	4 -
その他	13	-
特別利益合計	153	0
特別損失		
減損損失	5 54	5 60
店舗閉鎖損失	13	27
関係会社株式評価損	-	11
店舗閉鎖損失引当金繰入額	0	-
その他	0	16
特別損失合計	68	115
税金等調整前当期純利益	440	1,584
法人税、住民税及び事業税	103	262
法人税等調整額	25	116
法人税等合計	128	146
当期純利益	311	1,438
非支配株主に帰属する当期純利益	34	35
親会社株主に帰属する当期純利益	276	1,402

【連結包括利益計算書】

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
当期純利益	311	1,438
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	77	21
その他の包括利益合計	177	121
包括利益	389	1,460
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	345	1,414
非支配株主に係る包括利益	43	46

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	3,029	2,771	2,548	0	3,251
当期変動額					
剰余金の配当	-	-	105	-	105
自己株式の取得	-	-	-	0	0
自己株式の処分	-	14	-	0	14
親会社株主に帰属する当期純利益	-	-	276	-	276
株主資本以外の項目の当期変動額 （純額）	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	14	171	0	186
当期末残高	3,029	2,785	2,376	0	3,438

	その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	87	87	76	3,415
当期変動額				
剰余金の配当	-	-	-	105
自己株式の取得	-	-	-	0
自己株式の処分	-	-	-	14
親会社株主に帰属する当期純利益	-	-	-	276
株主資本以外の項目の当期変動額 （純額）	68	68	43	112
当期変動額合計	68	68	43	299
当期末残高	155	155	120	3,714

当連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	3,029	2,785	2,376	0	3,438
当期変動額					
剰余金の配当	-	-	246	-	246
自己株式の処分	-	20	-	0	20
親会社株主に帰属する当期純利益	-	-	1,402	-	1,402
株主資本以外の項目の当期変動額 （純額）	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	20	1,156	0	1,177
当期末残高	3,029	2,805	1,220	0	4,615

	その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	155	155	120	3,714
当期変動額				
剰余金の配当	-	-	-	246
自己株式の処分	-	-	-	20
親会社株主に帰属する当期純利益	-	-	-	1,402
株主資本以外の項目の当期変動額 （純額）	11	11	46	57
当期変動額合計	11	11	46	1,234
当期末残高	167	167	166	4,949

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	440	1,584
減価償却費	300	331
受取利息及び受取配当金	0	5
支払利息	34	20
固定資産売却損益(は益)	3	0
減損損失	54	60
売上債権の増減額(は増加)	187	48
預け金の増減額(は増加)	27	99
預り敷金及び保証金の増減額(は減少)	16	22
預り金の増減額(は減少)	22	76
仕入債務の増減額(は減少)	166	52
未払金の増減額(は減少)	4	137
未払消費税等の増減額(は減少)	23	67
長期未払金の増減額(は減少)	82	63
助成金収入	38	-
その他	91	160
小計	726	2,295
利息及び配当金の受取額	0	5
利息の支払額	30	19
法人税等の還付額	5	64
法人税等の支払額	344	104
助成金の受取額	369	-
その他の支出	-	6
営業活動によるキャッシュ・フロー	726	2,234
投資活動によるキャッシュ・フロー		
貸付けによる支出	1	1
貸付金の回収による収入	6	2
有形固定資産の取得による支出	492	766
有形固定資産の売却による収入	48	0
無形固定資産の取得による支出	34	35
長期前払費用の取得による支出	8	16
資産除去債務の履行による支出	17	-
敷金及び保証金の差入による支出	22	62
敷金及び保証金の回収による収入	67	76
その他	22	14
投資活動によるキャッシュ・フロー	478	787

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	640	640
リース債務の返済による支出	28	3
配当金の支払額	105	246
財務活動によるキャッシュ・フロー	773	889
現金及び現金同等物に係る換算差額	140	37
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	384	594
現金及び現金同等物の期首残高	4,324	3,940
現金及び現金同等物の期末残高	1 3,940	1 4,534

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 8社
連結子会社の名称
株式会社大戸屋
香港大戸屋有限公司
OOTOYA ASIA PACIFIC PTE. LTD.
AMERICA OOTOYA INC.
OOTOYA NJ L.L.C.
M OOTOYA (THAILAND) CO., LTD.
VIETNAM OOTOYA CO., LTD.
THREE FOREST (THAILAND) CO., LTD.

2 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用しない関連会社の主要な会社等の名称

上海全戸成餐饮管理有限公司

持分法を適用しない理由

持分法を適用していない関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないためであります。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち7社（香港大戸屋有限公司、OOTOYA ASIA PACIFIC PTE. LTD.、AMERICA OOTOYA INC.、M OOTOYA (THAILAND) CO., LTD.、OOTOYA NJ L.L.C.、VIETNAM OOTOYA CO., LTD.、THREE FOREST (THAILAND) CO., LTD.）の決算日は12月31日であります。

連結財務諸表の作成にあたっては、同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行うこととしております。

4 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

関係会社株式

移動平均法による原価法

棚卸資産

原材料及び貯蔵品

最終仕入原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定額法

耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

なお、主な耐用年数は、次のとおりであります。

建物及び構築物 2年～34年

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）によっております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

長期前払費用

均等償却

なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち、当連結会計年度の負担額を計上しております。

販売促進引当金

株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、翌連結会計年度において発生すると見込まれる額を計上しております。

店舗閉鎖損失引当金

店舗の閉鎖により発生する損失に備えるため、当連結会計年度末における閉鎖決定店舗の閉店時に発生すると認められる額を計上しております。

子会社整理損失引当金

子会社の整理に伴う損失に備えるため、損失負担見込額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、定食店「大戸屋ごはん処」等の飲食店運営によるサービスの提供、フランチャイズ（FC）加盟者に対する物品の販売、FC加盟者に対する経営指導及び店舗運営指導等を行っております。

サービスの提供による収益は、飲食店における顧客からの注文に基づく料理の提供であり、顧客へ料理を提供し対価を受領した時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

物品の販売による収益は、FC加盟者に対する食材の販売等であり、顧客に商品を引き渡した時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

FC店舗運営希望者に対するFC権の付与により受領した収入（FC加盟金及びロイヤルティ収入）は、取引の実態に従って収益を認識しております。FC契約締結時にFC加盟者から受領するFC加盟金は、当該対価を契約負債として計上し、履行義務の充足に従い一定期間にわたって収益として認識しております。ロイヤルティ収入は、契約相手先の売上等を算定基礎として測定し、その発生時点を考慮して収益を認識しております。

なお、「大戸屋ごはん処」等の飲食店運営に係るサービスの提供による収益は、他社が運営するカスタマー・ロイヤリティ・プログラムのポイント負担金を除いた金額で収益を認識しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

金利スワップについて特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

（ヘッジ手段）

金利スワップ

（ヘッジ対象）

借入金の利息

ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行っております。

ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップについて特例処理の要件を満たしているため、有効性の評価を省略しております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクが負わない、取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

会計上の見積りによる当連結会計年度に係る連結財務諸表にその額を計上した項目であって、将来の連結会計年度に係る連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは次のとおりです。

なお、関係会社の事業計画については次の仮定に基づき、会計上の見積りを行っております。

新型コロナウイルス感染症の分類が5類に移行されたことで、個人消費は回復の基調を見せつつあり、翌連結会計年度の売上高に関しても、アプリの活用等によるマーケティング施策の実施や新規出店等により2024年3月期の売上高水準を上回ると仮定しております。また、コスト面に関しては、賃金上昇の影響や光熱費の増加等を一定程度考慮する一方で、引き続き、店舗労働時間の管理徹底による労務費の適正化等を織り込んでおります。

(1) 固定資産の減損

当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

有形固定資産 1,681百万円

減損損失 60百万円

その他情報

当社グループは固定資産の減損に係る回収可能性の評価にあたり、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、営業店舗を基本単位とした資産のグルーピングを行っております。このうち、減損の兆候がある資産グループ等について減損損失の認識の判定を行い、減損損失を認識すべきであると判定した場合は帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失として計上しております。

減損の兆候の把握、減損損失の認識及び測定に当たっては慎重に検討しておりますが事業計画や市場環境の変化により、当初見込んでいた収益が得られなかった場合や、将来キャッシュ・フロー等の重要な仮定に変更があった場合、翌連結会計年度以降の連結財務諸表において、有形固定資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 繰延税金資産の回収可能性

連結貸借対照表に計上した金額

繰延税金資産 971百万円

その他情報

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額に基づいて見積もっております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動によって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(表示方法の変更)

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「貸倒引当金の増減額(は減少)」、「賞与引当金の増減額(は減少)」、「販売促進引当金の増減額(は減少)」、「店舗閉鎖損失引当金の増減額(は減少)」、「退職給付に係る負債の増減額(は減少)」、「子会社整理損失引当金の増減額(は減少)」、「店舗売却損益(は益)」、「固定資産除却損」、「未払費用の増減額(は減少)」、「前払費用の増減額(は増加)」、「未収入金の増減額(は増加)」、「棚卸資産の増減額(は増加)」、「未収消費税等の増減額(は増加)」は金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。

また前連結会計年度において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めておりました「預り金の増減額(は減少)」は金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。

これらの結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」に表示していた「貸倒引当金の増減額(は減少)」11百万円、「賞与引当金の増減額(は減少)」6百万円、「販売促進引当金の増減額(は減少)」4百万円、「店舗閉鎖損失引当金の増減額(は減少)」12百万円、「退職給付に係る負債の増減額(は減少)」0百万円、「子会社整理損失引当金の増減額(は減少)」2百万円、「店舗売却損益(は益)」13百万円、「固定資産除却損」0百万円、「未払費用の増減額(は減少)」21百万円、「前払費用の増減額(は増加)」8百万円、「未収入金の増減額(は増加)」29百万円、「棚卸資産の増減額(は増加)」16百万円及び「未収消費税等の増減額(は増加)」12百万円は、「預り金の増減額(は減少)」22百万円、「その他」91百万円として表示しております。

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「店舗売却による収入」は金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「店舗売却による収入」に表示していた13百万円は「その他」に含めて表示しております。

(連結貸借対照表関係)

- 1 売掛金のうち、顧客との契約から生じた債権の金額については、「注記事項(収益認識関係)3.(1)顧客との契約から生じた債権の残高及び契約負債」に記載しております。
- 2 関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
投資有価証券(株式)	32百万円	20百万円

3 当座貸越契約

当社においては、資金効率の向上及び財務体質の改善を図ることを目的に、取引銀行1行との間で当座貸越契約を締結しております。

当連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
当座貸越極度額	300百万円	300百万円
借入実行残高	-	-
差引額	300百万円	300百万円

(連結損益計算書関係)

1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、「注記事項(収益認識関係)1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

2 販売費及び一般管理費のうち主要なもの

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
給与及び手当	5,574百万円	6,681百万円
賞与引当金繰入額	75百万円	76百万円
退職給付費用	41百万円	40百万円
地代家賃	1,939百万円	2,061百万円
支払手数料	1,167百万円	1,297百万円
貸倒引当金繰入額	5百万円	7百万円
販売促進引当金繰入額	110百万円	121百万円

3 固定資産売却益の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
建物及び構築物	3百万円	-
工具器具備品	0百万円	0百万円
合計	3百万円	0百万円

4 助成金収入の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
その他コロナ関連助成金(海外)	38百万円	-
合計	38百万円	-

5 減損損失

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

前連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

用途・場所	種類	金額
国内直営店舗		
東京都 12店舗	建物及び構築物・工具、器具及び備品等	52百万円
埼玉県 6店舗		
神奈川県 3店舗		
千葉県 2店舗		
北海道 2店舗		
京都府 1店舗		
海外直営店舗		
香港 1店舗	工具、器具及び備品等	1百万円
合計		54百万円

当社グループは、主として資産のグルーピングを店舗ごとに行っております。

減損対象とした店舗は、営業活動から生じる損益が継続してマイナスである店舗等であり、減損損失の認識の判定を行い、減損損失を認識すべきであると判定した場合は当該店舗の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失として特別損失に計上しております。

減損損失の内訳は、建物及び構築物30百万円、工具、器具及び備品19百万円、その他3百万円であります。

なお、当該資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しております。使用価値の算定にあたっては、将来キャッシュ・フローを資本コストの8.80%~9.80%で割り引いて算定しており、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスである資産グループについては、ゼロとしております。

当連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

用途・場所	種類	金額
国内直営店舗		
東京都 9店舗	建物及び構築物・工具、器具及び備品等	29百万円
神奈川県 4店舗		
埼玉県 2店舗		
兵庫県 1店舗		
北海道 1店舗		
海外直営店舗		
米国 2店舗	建物及び構築物・工具、器具及び備品等	30百万円
香港 1店舗		
合計		60百万円

当社グループは、主として資産のグルーピングを店舗ごとに行っております。

減損対象とした店舗は、営業活動から生じる損益が継続してマイナスである店舗等であり、減損損失の認識の判定を行い、減損損失を認識すべきであると判定した場合は当該店舗の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失として特別損失に計上しております。

減損損失の内訳は、建物及び構築物36百万円、工具、器具及び備品18百万円、その他4百万円であります。

なお、当該資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しております。使用価値の算定にあたっては、将来キャッシュ・フローを資本コストの9.58%～10.11%で割り引いて算定しており、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスである資産グループについては、ゼロとしております。

(連結包括利益計算書関係)

1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
為替換算調整勘定		
当期発生額	77百万円	21百万円
組替調整額	-	-
税効果調整前	77百万円	21百万円
税効果額	-	-
為替換算調整勘定	77百万円	21百万円
その他の包括利益合計	77百万円	21百万円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	7,251,800	-	-	7,251,800
第1回優先株式(株)	30	-	-	30
合計	7,251,830	-	-	7,251,830

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	14,873	46	5,000	9,919
合計	14,873	46	5,000	9,919

(変動事由の概要)

単元未満株式の買取りによる増加	46株
譲渡制限付株式報酬による減少	5,000株

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年5月11日 取締役会決議	優先株式	105	3,500,000	2022年3月31日	2022年6月24日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年5月11日 取締役会決議	普通株式	利益剰余金	36	5	2023年3月31日	2023年6月5日
2023年5月11日 取締役会決議	優先株式	利益剰余金	210	7,000,000	2023年3月31日	2023年6月19日

当連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	7,251,800	-	-	7,251,800
第1回優先株式（株）	30	-	-	30
合計	7,251,830	-	-	7,251,830

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	9,919	-	5,000	4,919
合計	9,919	-	5,000	4,919

（変動事由の概要）

譲渡制限付株式報酬による減少 5,000株

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	1株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発生日
2023年5月11日 取締役会決議	普通株式	36	5	2023年3月31日	2023年6月5日
2023年5月11日 取締役会決議	優先株式	210	7,000,000	2023年3月31日	2023年6月19日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 （百万円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2024年5月9日 取締役会決議	普通株式	利益剰余金	36	5	2024年3月31日	2024年6月4日
2024年5月9日 取締役会決議	優先株式	利益剰余金	105	3,500,000	2024年3月31日	2024年6月20日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
現金及び預金勘定	3,944百万円	4,539百万円
預金期間が3ヶ月を超える定期預金	4百万円	5百万円
現金及び現金同等物	3,940百万円	4,534百万円

2 重要な非資金取引の内容

(1) 重要な資産除去債務の計上額

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
重要な資産除去債務の計上額	70百万円	72百万円

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

・有形固定資産

主として、国内及び海外直営事業における店舗の厨房機器(工具、器具及び備品)等であります。

・無形固定資産

主として管理部門における業務管理用のソフトウェアであります。

(2) リース資産の減価償却の方法

「注記事項(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)4 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち、解約不能のものに係る未経過リース料

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
1年内	496百万円	497百万円
1年超	681百万円	727百万円
合計	1,177百万円	1,225百万円

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に飲食事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

また、賃借物件等に係る敷金及び保証金は、差入先の信用リスクに晒されております。

借入金は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で3年後であります。このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されていますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の「注記事項（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項） 4 会計方針に関する事項 (5) 重要なヘッジ会計の方法」をご覧ください。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

売掛金は、各所管部署において主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

敷金及び保証金は、新規取得時に相手先の信用状態を十分に検証するとともに、所管部署が相手先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

デリバティブ取引の利用にあたっては、カウンターパーティーリスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、四半期ごとに時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき適時に資金繰計画を作成・更新するとともに手許流動性を適度に維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。また、流動性リスクの備えとして、銀行との間で当座貸越契約を締結しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（（ 2 ）を参照ください。）。

前連結会計年度（2023年3月31日）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 敷金及び保証金	1,697	1,625	72
資産計	1,697	1,625	72
(2) 長期借入金 (1年内返済予定を含む)	1,640	1,639	0
負債計	1,640	1,639	0

(1) 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

また、「売掛金」「未収入金」「預け金」「買掛金」「未払金」「未払法人税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(2) 市場価格のない株式等

（単位：百万円）

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	32

当連結会計年度（2024年3月31日）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 敷金及び保証金	1,707	1,587	119
資産計	1,707	1,587	119
(2) 長期借入金 (1年内返済予定を含む)	1,000	998	1
負債計	1,000	998	1

(1) 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

また、「売掛金」「未収入金」「預け金」「買掛金」「未払金」「未払法人税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(2) 市場価格のない株式等

（単位：百万円）

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	20

(注1) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度(2023年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	3,944	-	-	-
売掛金	1,069	-	-	-
未収入金	127	-	-	-
預け金	205	-	-	-
敷金及び保証金	430	269	349	648
合計	5,777	269	349	648

当連結会計年度(2024年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	4,539	-	-	-
売掛金	1,126	-	-	-
未収入金	104	-	-	-
預け金	304	-	-	-
敷金及び保証金	494	206	396	609
合計	6,567	206	396	609

(注2) 長期借入金の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度(2023年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	640	400	400	200	-	-
合計	640	400	400	200	-	-

当連結会計年度(2024年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	400	400	200	-	-	-
合計	400	400	200	-	-	-

3 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

前連結会計年度（2023年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（2024年3月31日）

該当事項はありません。

時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度（2023年3月31日）

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	-	-	1,625	1,625
資産計	-	-	1,625	1,625
長期借入金 （1年内返済予定を含む）	-	1,639	-	1,639
負債計	-	1,639	-	1,639

当連結会計年度（2024年3月31日）

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	-	-	1,587	1,587
資産計	-	-	1,587	1,587
長期借入金 （1年内返済予定を含む）	-	998	-	998
負債計	-	998	-	998

（注） 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

敷金及び保証金

これらの時価は、償還予定時期を見積り、敷金及び保証金の回収見込額を安全性の高い長期の債券の利回りに信用リスクを勘案した割引率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル3の時価に分類しております。

長期借入金

時価は、元利金の合計額を市場金利で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(デリバティブ取引関係)

- 1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
該当事項はありません。
- 2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引
金利関連

前連結会計年度(2023年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 変動受取・固定支払	1年内返済 予定の長期 借入金	153	-	(注)

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度(2024年3月31日)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1 採用している退職給付制度の概要

当社及び国内連結子会社は確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けておりましたが、2021年12月1日付けで、確定拠出年金制度へ移行し、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第1号 2016年12月16日改正)及び「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第2号 2007年2月7日改正)を適用しております。

2 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

該当事項はありません。

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

該当事項はありません。

(3) 退職給付債務の期末残高表と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債の調整表

該当事項はありません。

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

該当事項はありません。

(5) 退職給付に係る調整額

該当事項はありません。

(6) 退職給付に係る調整累計額

該当事項はありません。

(7) 年金資産に関する事項

該当事項はありません。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

該当事項はありません。

3 確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度41百万円、当連結会計年度40百万円であります。

4 その他の事項

退職一時金制度から確定拠出年金制度への移行に伴う確定拠出年金制度への資産移換額は422百万円であり、8年間で移換する予定です。なお、当連結会計年度末時点の未移換額210百万円は、未払金、長期未払金(固定負債の「その他」)に計上しております。

(ストック・オプション等関係)

1. 譲渡制限付株式報酬の概要

	2021年8月10日付与	2022年8月9日付与	2023年8月8日付与
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役(監査等委員である取締役、社外取締役及び非業務執行取締役を除く。)3名	当社の取締役(監査等委員である取締役、社外取締役及び非業務執行取締役を除く。)3名	当社の取締役(監査等委員である取締役、社外取締役及び非業務執行取締役を除く。)3名
株式の種類別の付与された株式数	普通株式 5,000株	普通株式 5,000株	普通株式 5,000株
付与日	2021年8月10日	2022年8月9日	2023年8月8日
譲渡制限期間	2021年8月10日(本払込期日)から当社の役職員のいずれの地位をも退任または退職した時点まで	2022年8月9日(本払込期日)から当社の役職員のいずれの地位をも退任または退職した時点まで	2023年8月8日(本払込期日)から当社の役職員のいずれの地位をも退任または退職した時点まで
解除条件	本割当株式の付与を受けた対象取締役が、任期満了、定年、死亡、やむを得ない事由による辞任・退職、善管注意義務違反・忠実義務違反等の任務懈怠を原因としない退任、その他これらに準じた事由等、当社の取締役会が正当と認める理由(以下「正当理由」といいます。)により役職員等のいずれの地位をも退任又は退職したことを条件として、当該退任又は退職した時点をもって本株式の譲渡制限を解除する。		

2. 譲渡制限付株式の規模及びその変動状況

費用計上額及び科目名

	前連結会計年度	当連結会計年度
一般管理費の株式報酬費用	13百万円	18百万円

株式数

	2021年8月10日付与	2022年8月9日付与	2023年8月8日付与
前連結会計年度末(株)	4,000	5,000	-
付与(株)	-	-	5,000
無償取得(株)	-	-	-
譲渡制限解除(株)	-	-	-
未解除残(株)	4,000	5,000	5,000

単価情報

付与日における公正な評価単価(円)	2,747	2,946	4,105

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	3百万円	19百万円
賞与引当金	25百万円	25百万円
未払社会保険料	3百万円	4百万円
未払事業所税	3百万円	3百万円
未払賃借料	0百万円	0百万円
資産除去債務	259百万円	277百万円
販売促進引当金	24百万円	23百万円
貸倒引当金	11百万円	13百万円
確定拠出年金移行に伴う未払金	91百万円	69百万円
減価償却限度超過額	169百万円	142百万円
税務上の繰越欠損金(注)1	1,535百万円	1,366百万円
在外子会社の繰越税額控除	87百万円	111百万円
減損損失	365百万円	308百万円
海外源泉税	23百万円	3百万円
関係会社株式評価損	-	100百万円
連結会社間内部利益消去	0百万円	0百万円
その他	51百万円	63百万円
繰延税金資産小計	2,655百万円	2,532百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 (注)1	867百万円	652百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	867百万円	829百万円
評価性引当額小計	1,735百万円	1,481百万円
繰延税金資産合計	920百万円	1,051百万円
繰延税金負債		
資産除去費用	54百万円	63百万円
その他	11百万円	15百万円
繰延税金負債合計	65百万円	79百万円
繰延税金資産の純額	855百万円	971百万円

(注)1. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2023年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越欠損金 (1)	0	11	16	10	1	1,494	1,535
評価性引当額	0	11	16	10	1	826	867
繰延税金資産	-	-	-	-	-	667	(2)667

1 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2 税務上の繰越欠損金1,535百万円(法定実効税率を乗じた額)について、繰延税金資産667百万円を計上しております。当該繰延税金資産667百万円は、当社及び一部の連結子会社における税務上の繰越欠損金の残高の一部について認識したものであり、ともに将来の課税所得の見込みにより、回収可能と判断し計上したものであります。

当連結会計年度（2024年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越欠損金 (1)	12	17	9	1	-	1,326	1,366
評価性引当額	12	17	9	1	-	611	652
繰延税金資産	-	-	-	-	-	714	(2) 714

- 1 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。
 - 2 税務上の繰越欠損金1,366百万円（法定実効税率を乗じた額）について、繰延税金資産714百万円を計上しております。当該繰延税金資産714百万円は、当社及び一部の連結子会社における税務上の繰越欠損金の残高の一部について認識したものであり、ともに将来の課税所得の見込みにより、回収可能と判断し計上したものであります。
- 2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
法定実効税率 (調整)	30.6%	30.6%
交際費等永久に損金に算入されない項目	10.6%	2.7%
住民税均等割等	6.5%	1.9%
評価性引当額の増減	18.2%	25.7%
子会社税率差異	0.4%	1.3%
海外源泉税	1.9%	1.5%
受取配当等永久に益金に算入されない項目	0.5%	-
前期確定申告差異	-	0.2%
雇用促進税制による税額控除	-	2.0%
その他	1.7%	1.3%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.2%	9.2%

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

店舗及び事務所の建物賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から3年～15年と見積り、割引率は0.00%～4.19%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
期首残高	737百万円	789百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	70百万円	72百万円
時の経過による調整額	1百万円	2百万円
資産除去債務履行による減少	12百万円	27百万円
その他増減額(は減少)	7百万円	1百万円
期末残高	789百万円	835百万円

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント					その他 (注)	合計
	国内直営 事業	国内フラン チャイズ 事業	海外直営 事業	海外フラン チャイズ 事業	計		
サービスの提供	13,167	-	2,709	-	15,877	-	15,877
物品の販売	159	6,077	-	7	6,244	410	6,654
その他	22	1,027	-	265	1,314	-	1,314
顧客との契約から 生じる収益	13,349	7,104	2,709	272	23,436	410	23,846
外部顧客に対する 売上高	13,349	7,104	2,709	272	23,436	410	23,846

(注) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、タイ王国におけるプライベートブランド商品の輸入・販売事業等であります。

当連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント					その他 (注)	合計
	国内直営 事業	国内フラン チャイズ 事業	海外直営 事業	海外フラン チャイズ 事業	計		
サービスの提供	16,296	-	3,037	-	19,334	-	19,334
物品の販売	176	6,568	-	4	6,750	446	7,196
その他	40	1,052	-	269	1,363	-	1,363
顧客との契約から 生じる収益	16,514	7,621	3,037	274	27,448	446	27,894
外部顧客に対する 売上高	16,514	7,621	3,037	274	27,448	446	27,894

(注) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、タイ王国におけるプライベートブランド商品の輸入・販売事業等であります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「注記事項(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項) 4 会計方針に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

前連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

(1) 顧客との契約から生じた債権の残高及び契約負債

（単位：百万円）

	当連結会計年度 (2023年3月31日)
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	451
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	919
契約負債（期首残高）	52
契約負債（期末残高）	118

当社グループでは、FC契約締結時にFC加盟者から受領するFC加盟金について、当該対価を契約負債として計上しており、収益の認識に伴い取り崩されます。なお、契約資産はありません。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は36百万円でありませ

す。また、当連結会計年度において、契約負債が66百万円増加した理由はFC加盟金による増加であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額は主にFC加盟金収入に関するものであり、収益の認識が見込まれる期間は以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	当連結会計年度 (2023年3月31日)
1年以内	27
1年超5年以内	47
5年超	43
合計	118

当連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

(1) 顧客との契約から生じた債権の残高及び契約負債

（単位：百万円）

	当連結会計年度 (2024年3月31日)
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	919
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	593
契約負債（期首残高）	118
契約負債（期末残高）	117

当社グループでは、FC契約締結時にFC加盟者から受領するFC加盟金について、当該対価を契約負債として計上しており、収益の認識に伴い取り崩されます。なお、契約資産はありません。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は27百万円でありませ

す。また、当連結会計年度において、契約負債が1百万円減少した理由はFC加盟金の収益への振替による減少であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額は主にFC加盟金収入に関するものであり、収益の認識が見込まれる期間は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (2024年3月31日)
1年以内	36
1年超5年以内	42
5年超	38
合計	117

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、国内事業及び海外事業を展開し、各事業は一般消費者に対し定食、弁当及び惣菜の販売を行う直営事業とフランチャイズ事業を展開しております。

従って、当社グループは事業形態別セグメントから構成されており、「国内直営事業」、「国内フランチャイズ事業」、「海外直営事業」及び「海外フランチャイズ事業」の4つを報告セグメントとしております。

「国内直営事業」及び「海外直営事業」は、それぞれ国内及び海外において、一般消費者に対する定食、弁当及び惣菜の販売事業を行っております。「国内フランチャイズ事業」は、国内のフランチャイズ加盟者の募集及び加盟店の経営指導事業を行っており、「海外フランチャイズ事業」は、海外における飲食事業の経営指導事業を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「注記事項(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)」における記載と同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント					その他 (注)	合計
	国内直営 事業	国内フラン チャイズ 事業	海外直営 事業	海外フラン チャイズ 事業	計		
売上高							
外部顧客に対する売上高	13,349	7,104	2,709	272	23,436	410	23,846
セグメント間の内部売上 高又は振替高	-	-	-	-	-	0	0
計	13,349	7,104	2,709	272	23,436	410	23,846
セグメント利益又は損失 ()	397	1,260	148	115	830	79	909
セグメント資産	2,993	851	1,283	90	5,219	244	5,463
その他の項目							
減価償却費	154	40	31	-	226	0	226
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	434	2	61	-	499	0	499

(注) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、タイ王国におけるプライベートブランド商品の輸入・販売事業であります。

当連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント					その他 (注)	合計
	国内直営 事業	国内フラン チャイズ 事業	海外直営 事業	海外フラン チャイズ 事業	計		
売上高							
外部顧客に対する売上高	16,514	7,621	3,037	274	27,448	446	27,894
セグメント間の内部売上 高又は振替高	-	-	-	-	-	-	-
計	16,514	7,621	3,037	274	27,448	446	27,894
セグメント利益又は損失 ()	643	1,622	138	100	2,227	74	2,302
セグメント資産	3,653	815	1,089	93	5,651	318	5,970
その他の項目							
減価償却費	209	18	32	-	260	0	260
有形固定資産及び無形固 定資産の増加額	712	1	59	-	773	1	774

(注) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、タイ王国におけるプライベートブランド商品の輸入・販売事業であります。

4. 報告セグメント合計額と連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

（単位：百万円）

売上高	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	23,436	27,448
「その他」の区分の売上高	410	446
セグメント間取引消去	0	-
連結財務諸表の売上高	23,846	27,894

（単位：百万円）

利益	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	830	2,227
「その他」の区分の利益	79	74
セグメント間取引消去	3	22
全社費用（注）	640	678
連結財務諸表の営業利益	271	1,646

（注） 全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない当社の総務部門等管理部門等に係る費用であります。

（単位：百万円）

資産	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	5,219	5,651
「その他」の区分の資産	244	318
セグメント間取引消去	0	0
全社資産（注）	4,139	4,879
連結財務諸表の資産合計	9,602	10,849

（注） 全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない当社での余資運用資金（現金及び預金）、長期投資資金（投資有価証券等）及び管理部門に係る資産等であります。

（単位：百万円）

その他の項目	報告セグメント計		その他（注）1		調整額（注）2		連結財務諸表計上額	
	前連結会計年度	当連結会計年度	前連結会計年度	当連結会計年度	前連結会計年度	当連結会計年度	前連結会計年度	当連結会計年度
減価償却費	226	260	0	0	74	70	300	331
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	499	773	0	1	40	66	540	840

（注）1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、タイ王国におけるプライベートブランド商品の輸入・販売事業であります。

2 「調整額」は以下のとおりであります。

（1）減価償却費の調整額は、本社又は管理部門に係る資産の減価償却費であります。

（2）有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額は、本社又は管理部門の設備投資額であります。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：百万円)

日本	アジア	北米	合計
20,462	2,204	1,180	23,846

(注) 1 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域の内訳は次のとおりであります。

アジア・・・台湾、香港、シンガポール共和国、タイ王国、インドネシア共和国、ベトナム社会主義共和国

北米・・・アメリカ合衆国

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	アジア	北米	合計
1,102	26	80	1,209

(注) 本邦以外の区分に属する主な国又は地域の内訳は次のとおりであります。

アジア・・・香港、シンガポール共和国、タイ王国

北米・・・アメリカ合衆国

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：百万円)

日本	アジア	北米	合計
24,141	2,344	1,408	27,894

(注) 1 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域の内訳は次のとおりであります。

アジア・・・台湾、香港、シンガポール共和国、タイ王国、インドネシア共和国、ベトナム社会主義共和国

北米・・・アメリカ合衆国

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	アジア	北米	合計
1,571	42	67	1,681

(注) 本邦以外の区分に属する主な国又は地域の内訳は次のとおりであります。
アジア・・・・・・香港、タイ王国
北米・・・・・・アメリカ合衆国

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント					その他 (注)	全社・消去	合計
	国内直営 事業	国内フラン チャイズ 事業	海外直営 事業	海外フラン チャイズ 事業	計			
減損損失	52	-	1	-	54	-	-	54

(注) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、タイ王国におけるプライベートブランド商品の輸入・販売事業であります。

当連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント					その他 (注)	全社・消去	合計
	国内直営 事業	国内フラン チャイズ 事業	海外直営 事業	海外フラン チャイズ 事業	計			
減損損失	29	-	30	-	60	-	-	60

(注) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、タイ王国におけるプライベートブランド商品の輸入・販売事業であります。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者の取引

前連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

該当事項はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

前連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
同一の親 会社を持つ 会社	(株)コロワ イド MD	神奈川県 横浜市西区	10	業務用食 材・備品等 の卸売り 販売業等	-	食材仕入	食材仕入	8,553	買掛金	812

(注) 1. 取引関係については随時見直しを行っており、取引価格の算定については双方の合意に基づく価格により決定しております。

当連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
同一の親 会社を持つ 会社	(株)コロワイ ド MD	神奈川県 横浜市西区	10	業務用食 材・ 備品等の卸 売 り 販 売 業 等	-	食材仕入	食材仕入	9,608	買掛金	911

(注) 1. 取引関係については随時見直しを行っており、取引価格の算定については双方の合意に基づく価格により決定しております。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

前連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(1) 親会社情報

名称 株式会社コロワイド(株式会社東京証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(1) 親会社情報

名称 株式会社コロワイド(株式会社東京証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
1株当たり純資産額	53円02銭	216円96銭
1株当たり当期純利益	23円75銭	179円14銭

(注) 1. 前連結会計年度及び当連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの希薄化効果を有していないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	276	1,402
普通株主に帰属しない金額(百万円)	105	105
(うち優先配当額(百万円))	(105)	(105)
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	171	1,297
普通株式の期中平均株式数(株)	7,240,111	7,245,118
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まなかった潜在株式の概要	第1回優先株式30株	

(重要な後発事象)

資本金の額及び資本準備金の額の減少

当社は2024年5月9日開催の取締役会において、2024年6月20日開催の第41回定時株主総会に、資本金の額及び資本準備金の額の減少の件に関する議案を付議することを決議し、同定時株主総会で承認可決されました。その内容は次のとおりであります。

1. 資本金の額及び資本準備金の額の減少の目的

今後の資本政策の柔軟性・機動性の確保を図るため、会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき、資本金の額及び資本準備金の額の減少を行うものであります。

なお、本件による発行済株式総数及び純資産額に変更はなく、1株当たり純資産額に影響はありません。

2. 資本金の額の減少の要領

(1) 減少すべき資本金の額

資本金の額3,029,663,550円のうち、1,000,000,000円を減少し、2,029,663,550円といたします。

(2) 資本金の額の減少の方法

会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額の減少を上記のとおり行った上で、減少する資本金の額1,000,000,000円の全額をその他資本剰余金に振り替えることといたします。

3. 資本準備金の額の減少の要領

(1) 減少すべき資本準備金の額

資本準備金の額1,553,885,550円のうち、1,000,000,000円を減少し、553,885,550円といたします。

(2) 資本準備金の額の減少の方法

会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の額の減少を上記のとおり行った上で、減少する資本準備金の額1,000,000,000円の全額をその他資本剰余金に振り替えることといたします。

4. 資本金の額及び資本準備金の額の減少の日程

(1) 取締役会決議日	2024年5月9日
(2) 債権者異議申述公告日	2024年5月17日
(3) 債権者異議申述最終期日	2024年6月17日
(4) 定時株主総会決議日	2024年6月20日
(5) 効力発生日	2024年6月20日

5. 今後の見通し

本件は、純資産の部における勘定科目間の振替処理であり、純資産の額の変動はなく、業績に与える影響はございません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	640	400	1.63	-
1年以内に返済予定のリース債務	4	1	1.70	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	1,000	600	1.63	2025年4月～ 2026年9月
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	3	-	-	-
合計	1,647	1,001	-	-

- (注) 1 平均利率については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。
2 長期借入金の連結決算日後5年以内における返済予定額は、次のとおりであります。

区分	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	400	200	-	-

【資産除去債務明細表】

「注記事項(資産除去債務関係)」において記載しておりますので、記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (百万円)	6,582	13,462	20,646	27,894
税金等調整前四半期 (当期)純利益 (百万円)	305	730	1,136	1,584
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益 (百万円)	222	599	929	1,402
1株当たり四半期 (当期)純利益 (円)	27.05	75.59	117.38	179.14

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益 (円)	27.05	48.53	41.80	61.75

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,634	1,654
売掛金	1,198	1,228
原材料及び貯蔵品	0	0
前払費用	19	19
未収入金	113	18
短期貸付金	1,600	1,600
その他	2	2
流動資産合計	2,469	2,513
固定資産		
有形固定資産		
建物	64	57
構築物	17	15
車両運搬具	3	13
工具、器具及び備品	21	11
土地	75	75
有形固定資産合計	182	173
無形固定資産		
ソフトウェア	87	62
無形固定資産合計	87	62
投資その他の資産		
関係会社株式	578	566
出資金	0	0
関係会社長期貸付金	4,952	4,228
従業員に対する長期貸付金	0	-
繰延税金資産	109	159
その他	32	33
貸倒引当金	135	32
投資その他の資産合計	5,538	4,955
固定資産合計	5,807	5,191
資産合計	8,276	7,705

(単位：百万円)

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	0	-
1年内返済予定の長期借入金	640	400
リース債務	3	1
未払金	1,108	1,102
未払費用	5	12
未払法人税等	18	6
契約負債	6	6
預り金	4	9
賞与引当金	3	8
販売促進引当金	36	54
未払消費税等	24	23
子会社整理損失引当金	1	1
流動負債合計	851	625
固定負債		
長期借入金	1,000	600
リース債務	3	-
契約負債	74	68
資産除去債務	12	12
その他	67	49
固定負債合計	1,158	730
負債合計	2,010	1,355
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,029	3,029
資本剰余金		
資本準備金	1,553	1,553
その他資本剰余金	1,231	1,252
資本剰余金合計	2,785	2,805
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	451	513
利益剰余金合計	451	513
自己株式	0	0
株主資本合計	6,266	6,349
純資産合計	6,266	6,349
負債純資産合計	8,276	7,705

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
売上高	1,498	1,637
売上原価	5	0
売上総利益	1,493	1,637
販売費及び一般管理費	1,217	1,287
営業利益	326	349
営業外収益		
受取利息	61	53
為替差益	14	22
貸貸収入	24	24
雑収入	11	10
営業外収益合計	111	111
営業外費用		
支払利息	29	20
貸貸費用	23	23
貸倒引当金繰入額	8	-
雑損失	-	0
営業外費用合計	60	44
経常利益	376	416
特別損失		
関係会社株式評価損	10	11
子会社整理損	-	89
その他	-	1
特別損失合計	10	102
税引前当期純利益	365	314
法人税、住民税及び事業税	64	55
法人税等調整額	70	49
法人税等合計	135	6
当期純利益	230	308

【フランチャイズ事業原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)		当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	
		金額(百万円)	百分率 (%)	金額(百万円)	百分率 (%)
食材等売上原価					
食材等期首棚卸高		-		-	
当期食材等仕入高		5		0	
食材等期末棚卸高		-		-	
食材等売上原価			5 100.0		0 100.0
フランチャイズ事業原価			5 100.0		0 100.0

(注) 上記フランチャイズ事業原価の金額は、損益計算書の売上原価の金額と一致しております。

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	3,029	1,553	1,217	2,771	325	325
当期変動額						
剰余金の配当	-	-	-	-	105	105
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-
自己株式の処分	-	-	14	14	-	-
当期純利益	-	-	-	-	230	230
当期変動額合計	-	-	14	14	125	125
当期末残高	3,029	1,553	1,231	2,785	451	451

	株主資本		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	0	6,125	6,125
当期変動額			
剰余金の配当	-	105	105
自己株式の取得	0	0	0
自己株式の処分	0	14	14
当期純利益	-	230	230
当期変動額合計	0	140	140
当期末残高	0	6,266	6,266

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	3,029	1,553	1,231	2,785	451	451
当期変動額						
剰余金の配当	-	-	-	-	246	246
自己株式の処分	-	-	20	20	-	-
当期純利益	-	-	-	-	308	308
当期変動額合計	-	-	20	20	62	62
当期末残高	3,029	1,553	1,252	2,805	513	513

	株主資本		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	0	6,266	6,266
当期変動額			
剰余金の配当	-	246	246
自己株式の処分	0	20	20
当期純利益	-	308	308
当期変動額合計	0	82	82
当期末残高	0	6,349	6,349

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

原材料及び貯蔵品
最終仕入原価法(収益性の低下による簿価切り下げの方法)

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法
耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
なお、主な耐用年数は、次のとおりであります。
建物 8年~34年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法
自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(5年)によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

3 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 販売促進引当金

株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、翌事業年度において発生すると見込まれる額を計上しております。

(4) 子会社整理損失引当金

子会社の整理に伴う損失に備えるため、損失負担見込額を計上しております。

4 収益及び費用の計上基準

当社の主な収益は、経営指導料、受取配当金、業務受託に係る収入、FC店舗運営希望者に対するFC権の付与により受領した収入(FC加盟金及びロイヤルティ収入)となります。

経営指導料は、子会社への契約内容に応じた受託業務を提供することが履行義務であり、業務が実施された時点で当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益及び費用を認識しております。受取配当金は、配当金の効力発生日をもって認識しております。業務受託に係る収入は、契約内容に応じた受託業務を提供した時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。FC店舗運営希望者に対するFC権の付与により受領した収入(FC加盟金及びロイヤルティ収入)は、取引の実態に従って収益を認識しております。FC契約締結時にFC加盟者から受領するFC加盟金は、当該対価を契約負債として計上し、履行義務の充足に従い一定期間にわたって収益として認識しております。ロイヤルティ収入は、契約相手先の売上等を算定基礎として測定し、その発生時点を考慮して収益を認識しております。

5 ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段)

金利スワップ

(ヘッジ対象)

借入金の利息

(3) ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行っております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップについて特例処理の要件を満たしているため、有効性の評価を省略しております。

(重要な会計上の見積り)

会計上の見積りによる当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、将来の事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは次のとおりです。

なお、関係会社の事業計画については次の仮定に基づき、会計上の見積りを行っております。

新型コロナウイルス感染症の分類が5類に移行されたことで、個人消費は回復の基調を見せつつあり、翌事業年度の売上高に関しても、アプリの活用等によるマーケティング施策の実施や新規出店等により2024年3月期の売上高水準を上回ると仮定しております。また、コスト面に関しては、賃金上昇の影響や光熱費の増加等を一定程度考慮する一方で、引き続き、店舗労働時間の管理徹底による労務費の適正化等を織り込んでおります。

(1) 関係会社株式の評価

当事業年度の財務諸表に計上した金額

関係会社株式 566百万円 (内株式会社大戸屋に対する投資 431百万円)
関係会社株式評価損 11百万円

その他情報

関係会社株式は、市場価格のない株式であり、実質価額が著しく低下したときは、その回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて、帳簿価額を実質価額まで減額し、当該減少額を関係会社株式評価損として計上しております。当該回復可能性は、関係会社の事業計画に基づいて判断していません。なお、将来の事業環境の変化等により、関係会社の業績が悪化し、将来の業績回復が見込めなくなった場合には減損処理が必要となり、翌事業年度の財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 短期貸付金及び関係会社長期貸付金の評価

当事業年度の財務諸表に計上した金額

短期貸付金 600百万円 (内株式会社大戸屋に対する融資 600百万円)
関係会社長期貸付金 4,228百万円 (内株式会社大戸屋に対する融資 4,100百万円)

その他情報

関係会社に対する貸付金の評価に際し、事業計画などに基づき、弁済能力を評価し、回収不能見込額については貸倒引当金を計上しております。なお、将来の事業環境の変化等により、関係会社の業績が悪化し、将来の業績回復が見込めなくなった場合には、翌事業年度の財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。

(貸借対照表関係)

1 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

区分表示されたもの以外で関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の金額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
短期金銭債権	752百万円	764百万円
短期金銭債務	32百万円	37百万円

2 当座貸越契約

当社においては、資金効率の向上及び財務体質の改善を図ることを目的に、取引銀行1行との間で当座貸越契約を締結しております。

当事業年度末における当座貸越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
当座貸越極度額	300百万円	300百万円
借入実行残高	-	-
差引額	300百万円	300百万円

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
営業取引による取引高		
売上高	1,221百万円	1,361百万円
販売費及び一般管理費	113百万円	109百万円
営業取引以外の取引による取引高	85百万円	77百万円

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
役員報酬	124百万円	112百万円
給料及び手当	256百万円	335百万円
減価償却費	46百万円	45百万円
賞与引当金繰入額	3百万円	8百万円
退職給付費用	7百万円	8百万円
支払手数料	309百万円	274百万円
広告宣伝費	113百万円	131百万円
販売促進引当金繰入額	77百万円	103百万円
おおよその割合		
販売費	11%	14%
一般管理費	89%	86%

(有価証券関係)

前事業年度(2023年3月31日現在)

子会社株式及び関連会社株式は、市場価格のない株式等のため、子会社株式及び関連会社株式の時価を記載していません。

なお、市場価格のない株式等の子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額は次のとおりです。

(単位:百万円)

区分	前事業年度
子会社株式	546
関連会社株式	32
計	578

当事業年度(2024年3月31日現在)

子会社株式及び関連会社株式は、市場価格のない株式等のため、子会社株式及び関連会社株式の時価を記載していません。

なお、市場価格のない株式等の子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額は次のとおりです。

(単位:百万円)

区分	当事業年度
子会社株式	546
関連会社株式	20
計	566

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	3百万円	1百万円
賞与引当金	1百万円	2百万円
海外源泉税	23百万円	3百万円
未払社会保険料	0百万円	0百万円
資産除去債務	3百万円	3百万円
税務上の繰越欠損金	95百万円	45百万円
貸倒引当金	41百万円	9百万円
確定拠出年金移行に伴う未払金	16百万円	11百万円
販売促進引当金	11百万円	16百万円
減損損失	38百万円	38百万円
関係会社株式評価損	542百万円	545百万円
その他	13百万円	19百万円
繰延税金資産小計	791百万円	698百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	678百万円	536百万円
評価性引当額小計	678百万円	536百万円
繰延税金資産合計	112百万円	162百万円
繰延税金負債		
資産除去費用	3百万円	3百万円
繰延税金負債合計	3百万円	3百万円
繰延税金資産の純額	109百万円	159百万円

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
法定実効税率 (調整)	30.6%	30.6%
交際費等永久に損金に算入されない項目	7.1%	9.1%
住民税均等割等	1.1%	1.7%
評価性引当額の増減	0.7%	45.1%
海外源泉税	2.3%	7.5%
前期確定申告差異	-	1.1%
雇用促進税制による税額控除	-	2.4%
その他	0.2%	0.6%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	36.9%	1.9%

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「注記事項(重要な会計方針)4 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているので、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

資本金の額及び資本準備金の額の減少

当社は2024年5月9日開催の取締役会において、2024年6月20日開催の第41回定時株主総会に、資本金の額及び資本準備金の額の減少の件に関する議案を付議することを決議し、同定時株主総会で承認可決されました。その内容は次のとおりであります。

1. 資本金の額及び資本準備金の額の減少の目的

今後の資本政策の柔軟性・機動性の確保を図るため、会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき、資本金の額及び資本準備金の額の減少を行うものであります。

なお、本件による発行済株式総数及び純資産額に変更はなく、1株当たり純資産額に影響はありません。

2. 資本金の額の減少の要領

(1) 減少すべき資本金の額

資本金の額3,029,663,550円のうち、1,000,000,000円を減少し、2,029,663,550円といたします。

(2) 資本金の額の減少の方法

会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額の減少を上記のとおり行った上で、減少する資本金の額1,000,000,000円の全額をその他資本剰余金に振り替えることといたします。

3. 資本準備金の額の減少の要領

(1) 減少すべき資本準備金の額

資本準備金の額1,553,885,550円のうち、1,000,000,000円を減少し、553,885,550円といたします。

(2) 資本準備金の額の減少の方法

会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の額の減少を上記のとおり行った上で、減少する資本準備金の額1,000,000,000円の全額をその他資本剰余金に振り替えることといたします。

4. 資本金の額及び資本準備金の額の減少の日程

(1) 取締役会決議日	2024年5月9日
(2) 債権者異議申述公告日	2024年5月17日
(3) 債権者異議申述最終期日	2024年6月17日
(4) 定時株主総会決議日	2024年6月20日
(5) 効力発生日	2024年6月20日

5. 今後の見通し

本件は、純資産の部における勘定科目間の振替処理であり、純資産の額の変動はなく、業績に与える影響はございません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首 残高	当期 増加額	当期 減少額	当期 償却額	当期末 残高	減価償却 累計額
有形固定資産	建物	64	-	-	6	57	83
	構築物	17	-	-	2	15	34
	車両運搬具	3	14	2	2	13	1
	工具、器具及び備品	21	1	-	10	11	107
	土地	75	-	-	-	75	-
	計	182	15	2	21	173	227
無形固定資産	ソフトウェア	87	4	-	28	62	126
	計	87	4	-	28	62	126

(注) 当期増加額のうち主なものは、次のとおりであります。
車両運搬具 社用車の取得 14百万円

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	135	-	102	32
賞与引当金	3	8	3	8
販売促進引当金	36	103	85	54
子会社整理損失引当金	1	-	-	1

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から3月31日まで
定時株主総会	毎年6月開催
基準日	定時株主総会 毎年3月31日 期末配当金 毎年3月31日 中間配当金を支払うときは毎年9月30日 その他必要のあるときは、あらかじめ公告して定める一定の日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り 株主名簿管理人 同事務取扱場所 取次所 その他のお手続き・お問い合わせ	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 三井住友信託銀行株式会社 全国各支店 住所変更等の各種お手続き・お問い合わせにつきましては、口座を開設されている証券会社にお申し出ください。また、特別口座に記録されている株式についてのお手続き・お問い合わせは、特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行にて承ります。 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 東京都杉並区和泉2丁目8番4号 電話 0120-782-031 (通話料無料) 照会先受付時間：土・日・祝日・年末年始を除く9:00～17:00 郵送先 〒168-0063 東京都杉並区和泉2丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
公告掲載方法	電子公告の方法により行います。ただし、やむを得ない事由により電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載します。 公告掲載の当社ホームページアドレス https://www.ootoya.jp/ir/ 電子公告
株主に対する特典	毎年3月末日及び9月末日を基準日として、同日付の株主名簿に記載された1単元(100株)以上5単元未満保有の株主に対し、一律4,000ポイント(1ポイント1円)の付与、5単元(500株)以上保有の株主に対し、一律20,000ポイント(1ポイント1円)の付与された株主優待ポイントカード(初回のみ)を贈呈いたします。また、当該ポイントは、店舗でのご利用の他、各種商品のご購入にもご利用いただけます。(一部の店舗での利用不可)

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第40期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）2023年6月19日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

事業年度 第40期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）2023年6月19日関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

第41期第1四半期（自 2023年4月1日 至 2023年6月30日）2023年8月14日関東財務局長に提出

第41期第2四半期（自 2023年7月1日 至 2023年9月30日）2023年11月14日関東財務局長に提出

第41期第3四半期（自 2023年10月1日 至 2023年12月31日）2024年2月14日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）

の規定に基づく臨時報告書 2024年6月20日、関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2024年6月20日

株式会社大戸屋ホールディングス

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 井出 正弘

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山本 道之

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 相澤 陽介

< 連結財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社大戸屋ホールディングスの2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社大戸屋ホールディングス及び連結子会社の2024年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

店舗固定資産の減損損失	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社グループは主に定食事業を営んでおり、当連結会計年度末の連結貸借対照表に計上されている有形固定資産1,681百万円には、同事業に係る店舗設備が多く含まれている。また、【注記事項】（連結損益計算書関係）減損損失に記載されているとおり、会社グループは当連結会計年度において有形固定資産を中心に60百万円の減損損失を計上しており、これらは主として店舗設備から生じたものである。</p> <p>会社グループは、各店舗を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位としており、減損の兆候判定として、管理会計上の各店舗の損益情報を基礎に本社費等の間接費を各店舗に配賦し、継続的に各店舗の損益を把握している。減損の兆候がある店舗については、これらが生み出す割引前の将来キャッシュ・フローの総額がこれらの帳簿価額を下回るときには減損損失を認識し、帳簿価額を回収可能価額（正味売却価額と使用価値のうちいずれか高い方）まで減額するとともに当該減少額を減損損失として計上している。なお、当該店舗固定資産の回収可能価額は主として使用価値により測定しており、使用価値は、将来キャッシュ・フローの見積額を資本コストで現在価値に割り引いて算定している。</p> <p>減損の兆候の有無に関する検討は、経営者が会計システム外で作成した店舗別損益情報等に基づき実施されることから、店舗別の損益実績の集計や本社費の配賦計算などを含め、これが適切に作成されていることが重要である。また、使用価値は将来キャッシュ・フローの見積りを基礎としており、これは経営者の判断を伴う事業計画に基づくものであって、売上高などの将来の不確実な経済条件の変動によって影響を受ける。</p> <p>以上のとおり、店舗固定資産の減損損失に関しては、仮に店舗別損益情報が適切に作成されない場合には減損の兆候判定を誤る可能性があること、また重要な仮定である将来の売上高には、経営者の主観的判断や不確実性が伴うことから、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、会社グループが実施した店舗固定資産の減損に関する兆候判定の方法、減損損失の認識及び測定を検討するにあたり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・店舗固定資産の減損判定に関連する内部統制の整備・運用状況の有効性を評価した。特に、店舗別損益実績の集計の正確性の検証や、売上高の成長率を含む店舗別損益計画の策定に係る内部統制に焦点を当てた。 <p>【減損の兆候の有無に関する検討】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・店舗別本社費配賦前営業利益について、売上高、原価率、人件費率等の趨勢分析を行うとともに、会計システム残高との整合性を検討した。 ・本社費の配賦計算について、配賦基準の合理性を検討するとともに、配賦計算の正確性及び配賦の網羅性を検討した。 ・店舗間の収益及び費用の付替えによる営業赤字の回避が行われていないことを検証するために、店舗別の財務データ相互間又は財務データと非財務データとの間に存在すると推定される関係を用いてそれらの分布状況を把握し、異常な指標が識別された場合にはその理由を調査した。 ・経営環境の著しい悪化や既存固定資産の用途変更等の有無を把握するために、経営者等への質問や各経営会議体議事録及び資料の閲覧を実施した。 <p>【将来キャッシュ・フローの見積りの検討】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・将来キャッシュ・フローの見積りの基礎とした店舗別損益計画の集計値について、取締役会によって承認された事業計画との整合性を検討した。 ・過年度の事業計画及びその基礎となる主要な仮定について実績数値との比較分析を行い、経営者による見積りプロセスの有効性や偏向の可能性を評価した。 ・事業計画に含まれる経済条件及び主要な仮定について、経営者等との協議、類似企業との比較検討を実施した。

繰延税金資産の回収可能性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社グループは、当連結会計年度の連結貸借対照表に971百万円の繰延税金資産を計上しており、【注記事項】(税効果会計関係)に記載されているとおり、繰延税金資産のうち714百万円は、将来の課税所得と相殺可能な繰越欠損金によるものである。</p> <p>会社グループは、一時差異及び繰越欠損金のうち将来の連結会計期間において回収または支払が見込まれる額を、繰延税金資産又は繰延税金負債として計上し、相殺して連結貸借対照表に計上している。繰延税金資産の回収可能性は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第26号)で示されている企業の分類に基づき、将来減算一時差異等の解消見込年度のスケジューリングを行ったうえで、主として収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得に基づいて、将来の税金負担額を軽減する効果を有するかどうかを判断しているが、期末に税務上の繰越欠損金を有する場合は、その繰越期間にわたって、将来の課税所得の見積額(税務上の繰越欠損金控除前)に基づき、税務上の繰越欠損金の控除見込年度及び控除見込額のスケジューリングを行い、回収が見込まれる金額が繰延税金資産として計上される。</p> <p>この将来の課税所得は経営者の判断を伴う事業計画に基づくものであって、売上高などの将来の不確実な経済条件の変動によって影響を受ける。</p> <p>以上のとおり、繰延税金資産の回収可能性に関しては、重要な仮定である将来の売上高には、経営者の主観的判断や不確実性が伴うことから、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、会社グループが実施した繰延税金資産の回収可能性の判断を検討するにあたり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・繰延税金資産の回収可能性の判断に関連する内部統制の整備・運用状況の有効性を評価した。特に、売上高の成長率を含む事業計画の策定に係る内部統制に焦点を当てた。 ・過去の課税所得の推移及び将来の課税所得の発生見込み等を勘案し、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」に基づく企業の分類の妥当性について検討した。 ・将来の一時差異等加減算前課税所得の見積額の前提となる事業計画について、取締役会による承認状況を検討した。 ・過年度の事業計画及びその基礎となる主要な仮定について実績数値との比較分析を行い、経営者による見積りプロセスの有効性や偏向の可能性を評価した。 ・事業計画に含まれる経済条件及び主要な仮定について、経営者等との協議、類似企業との比較検討を実施した。 ・将来減算一時差異残高について、その解消見込み年度のスケジューリングの妥当性について検討した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社大戸屋ホールディングスの2024年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社大戸屋ホールディングスが2024年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

< 報酬関連情報 >

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2024年6月20日

株式会社大戸屋ホールディングス

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 井出 正弘

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山本 道之

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 相澤 陽介

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社大戸屋ホールディングスの2023年4月1日から2024年3月31日までの第41期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社大戸屋ホールディングスの2024年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

株式会社大戸屋に対する投融資の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>【注記事項】（重要な会計上の見積り）に記載されているとおり、会社は当事業年度の貸借対照表において、関係会社株式を566百万円、短期貸付金を600百万円及び関係会社長期貸付金を4,228百万円計上しており、これには会社の子会社である株式会社大戸屋に対する投融資がそれぞれ431百万円、600百万円及び4,100百万円含まれている。当該株式会社大戸屋に対する投融資の金額は、それぞれ総資産の5.6%、7.8%及び53.2%を占めている。</p> <p>会社は、市場価格のない関係会社株式について、実質価額が著しく低下したときは、その回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて、減損処理を行う方針としている。また、関係会社貸付金の評価については、事業計画などにに基づき弁済能力を評価し、回収不能見込額について貸倒引当金を計上する方針としている。</p> <p>株式会社大戸屋に対する投融資は貸借対照表における金額の重要性が高いこと、また、実質価額が著しく下落した場合の回復可能性の判断及び回収不能見込額の見積りにおける事業計画及び回収計画の検討は、経営者の判断を伴う事業計画に基づくものであって、売上高などの将来の不確実な経済条件の変動によって影響を受ける。</p> <p>以上のとおり、株式会社大戸屋に対する投融資の評価に関しては、経営者の主観的判断や不確実性を伴うことから、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、株式会社大戸屋に対する投融資の評価を検討するにあたり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・株式会社大戸屋に対する投融資の評価に関連する内部統制の整備・運用状況の有効性を評価した。特に、売上高の成長率を含む事業計画の策定に係る内部統制に焦点を当てた。 ・関係会社株式の実質価額の算定基礎となる財務情報について、実施した監査手続とその結果に基づき、信頼性を確かめた。 ・関係会社株式の評価結果の妥当性を検討するため、関係会社株式の帳簿残高を実質価額と比較検討した。 ・事業計画に含まれる経済条件及び主要な仮定について、経営者等との協議、類似企業との比較検討を実施した。 ・株式会社大戸屋に対する貸付金の評価に用いた回収計画について、取締役会によって承認された事業計画との整合性を確かめた。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 報酬関連情報 >

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 . 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。